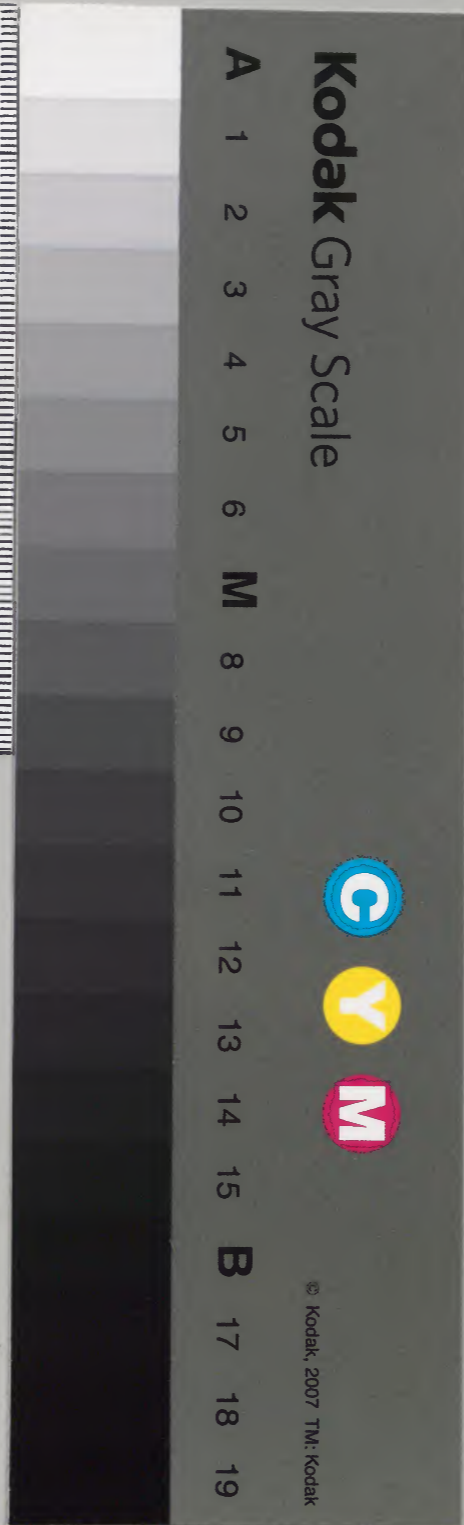


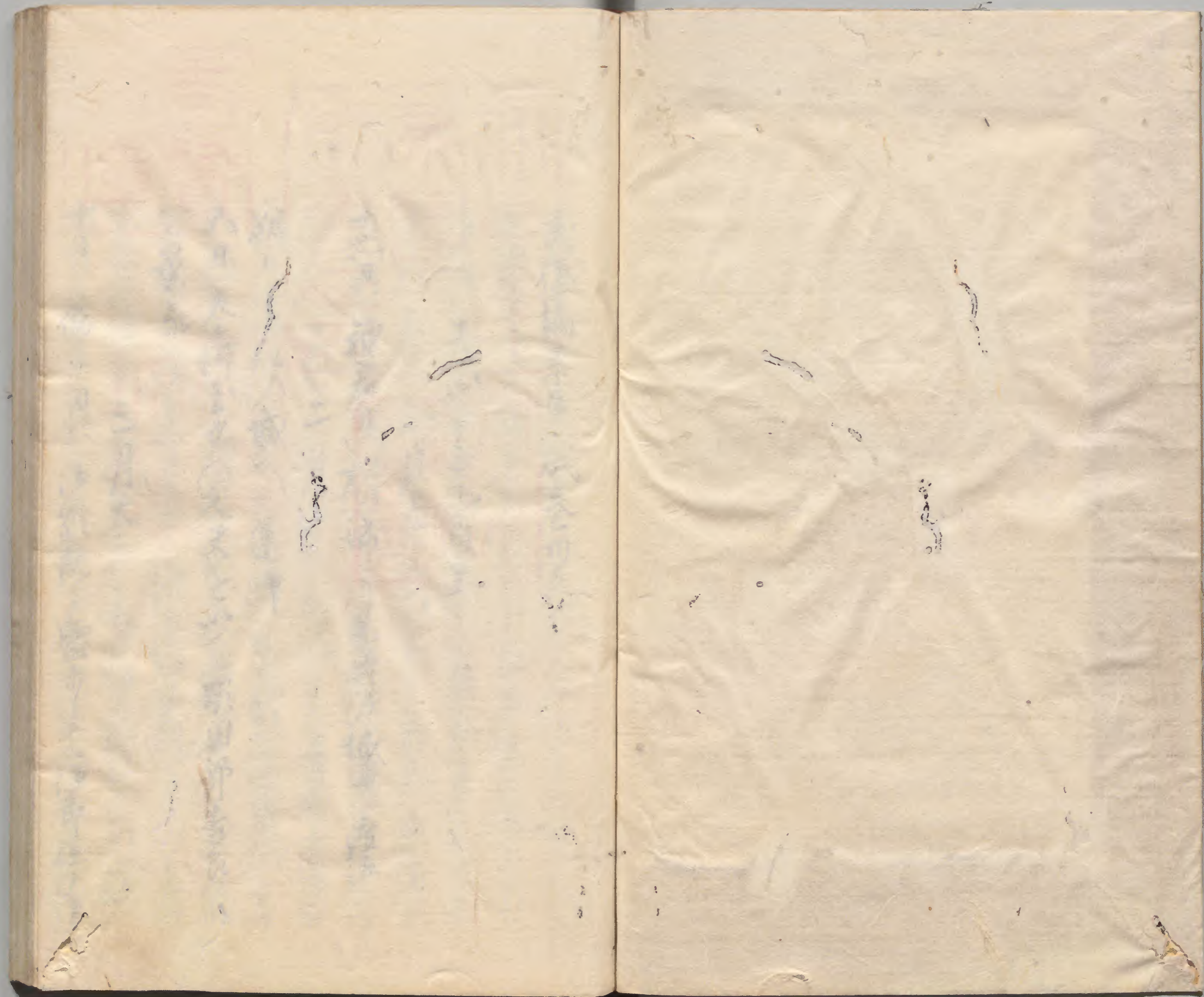
武德編年集成

自世一至世三

庫文閣内			
五	三	一	和
函	冊	冊	書
架	冊	號	類

内閣文庫	
番號	和 8641
冊數	31 (11)
函號	150 3





古の事

武徳編年集成卷卅を

天正十三年

三月九日

神君渡松の城より長崎の城まで

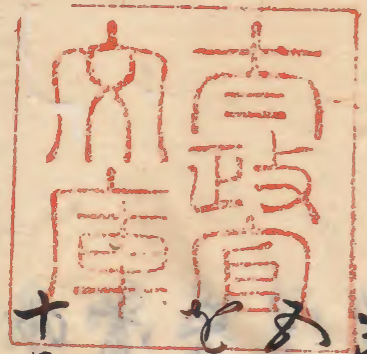
二月八日

朔日 渡松の城へ還陣

又日 冬河内中の人吏を以て郡田郡古良の城
と築家

三月九日

十日 佐王周に沙龍既盛なりて沙郎位の時



馬の池迄行く西の方、大灘ゆへに菰くも池の彼
ゆへに中間五十町、ゆまりのもと田畑家数もたれ
をも知らず川を隔て堤防はゆるい、要害を好浦子
山、あつ所、山城、築きをもつと、堤防を名冊に
もかく、昔年、神君へ調略し、昔昔の、山城、泉
州、畠、和田と、侵襲、梓、泉、州、日、根、那、近、未、迄、橋
中、村、積、善、寺、を、出、木、於、若、屋、屋、に、お、子、祝、着、を
世、を、寺、と、神、院、を、根、来、あり、天、正、十、三、年、年
世、寺、地、を、城、郭、と、し、東、西、七、十、八、百、二、重、橋、あり
西、方、九、十、三、間、を、在、野、あり、是、より、地、代、を、山
の、要害、二、百、七、十、百、余、あり、白、武、十、百、二、重、橋、あり

外郭、池、あり、西、方、百、三、十、間、を、在、野、あり、七、外、郭
お、た、河、流、く、庭、池、と、し、三、十、四、間、西、方、の、中、あ、り、是、井、か
東、右、近、山、田、蓮、池、あり、三、位、坊、燈、系、大、部、坊、長、橋、正
池、坊、東、方、の、橋、と、し、知、州、院、病、の、方、橋、か、六、箇、田、の
長、新、院、山、の、あ、り、坊、寺、の、橋、と、し、西、院、院、西、在、
院、東、方、の、橋、と、し、近、未、思、院、寺、の、橋、と、し、九、坊、あり、兼
て、在、城、の、云、二、百、六、十、人、を、お、り、九、百、四、拾、人、を、今、度、
根、来、寺、より、見、て、於、合、九、百、五、百、人、重、城、す、と、余、の
数、城、言、井、お、り、百、人、畑、中、お、り、百、人、法、村、お、り、六、人、
を、陣、寸

廿二日、秀、吉、八、合、お、り、小、一、郎、秀、長、様、子、孫、七、郎、秀、次

と云ふ石坂の城を向ひぬ細川五郎忠興
谷刑部少輔吉隆稲系丸六郎典成(筒井敏家
依)道政等以政伊飛法吉を積善寺の城を向
ぬ蒲生忠三郎氏中川友三浦秀政等山吉也友等
と濱の城を向ひぬ長谷川友成等秀一堀久吉等
秀政等方よりと山崎集寺に向ひぬ此れを光遠
院福永院と名けぬ。石坂より五百余云秀政陣
へ横合ひしに秀次これを見し田中久重(源)直政後
那小次郎詮無(佐)友徳等と云ふ餘を以て堀秀
政を捕ひしを討破る筒井長谷川等不繼く
奮ひ戦ひ敵の首三百餘斬りて逃るを遂に子

石坂の城を攻る者も活断と云ふに先炮
頻ふ発して男多死にれ後従ふ筒井唯
火矢を射し山崎陣中砲系(弟)小吉を中火
忽ち起り城郭焦土と成り焼死するもの六百
余と云ふをいふに討捕れ積善寺、細川忠興
も之を奪く火炮を以て復突て山崎陣方も進
むと云ふに山崎友成(山崎)松系(侍)八郎(戦死)して
負余多有り時を牧野新次進て敵の隊長を
討つに白旗もたしを捕す敵は之に郭内より取
つと云ふも尚火炮を發する事ありぬ(山崎)友成
昨日秀吉紀州中へ行く白旗氏切と云ふ事

加感候を以て送す。

去九日立之畠山并家等之石原に討果
則戸城安丸由空以高あり尾尾を遣
候忠告此は既久人扱入今程と云ふ由亦
以表一昨亦百馬城又新責候
之立百討捕者城式新是も坊場と
以果のり今明日の落去の程迄のり
きしはし

三月廿二日

秀吉

白根屋の及

廿二日根来等焼却せしと云ふり金銀と佛

家亭宅之想意の間みおし灰燼と成り此は并
詰不亡命の士累年當寺を程で跋扈せし族
或は討れ或は逃て此内にも荒流多く伊勢
の因実の河内獲巻者丈岩跡古丈ハハの因あ
る能勢州へを白根お人めりて命を以て候と云
世根弟等の内と無敵の伽藍傳法院一寺帰院と
くそ成免る者吉是と云於大平山も探寺に
引移し彼佛閣も造て立せし

是日秀吉の大軍頻々進んで難攻とあり新城と
攻へし時彼地の豪士難攻陣布を秀吉後政
本陣三
明主松田源吉久宛介公吉丈吉木左衛門吉丈栗村

と毎く為物と奪す小依く忽た回を返すすへ
としとも要害の地ありては民の健ありの夫地
の形も長すも多とて吾軍卒忽ち之換の如に
死傷せん事と熱く水攻めして悉く溺れ死せん
事を謀り彼等の家屋の棟よりも柱めえさかる
べき積りと考へ諸社中令し一教方の人夫とて
より集めて四り十八丁より六丁の長堤を築り
る地隈中へ四十丁の幅ありて日と秀者
夜見せしむるの如石ら面より則矣の築くが切
速なるをかれし方石加思なり又江州甲斐の人
夫制法は貴なり且高擲のを見ゆしを人若親

○おんをばす

族とてに流計せざる貴計也と速なる如く戦標
しと切と勵しとれと築く増田信隆の長盛命と
意りて須磨洲石を庫西宮尾に海堤津所の
船とて糧米を紀州の湊へ運送し毎日米子
俵大豆百俵とて長く長堤く人夫ありす如く
切通んとす時長堤の津所して彼堤百六十百
押切を路津洲とて堰取難しとてとも前謀
と改る時味方の術を考へに似たりとて津浦
に小舟を造り俵六七万とて造りて入込
洲より入口を造り長堤が就ちあり既水
左田那の民家に入り時不音船を造りて余

○築堤

その攻具とてあけつてを侵し悔す里民たに
圍して種々攻むるも秀吉を頼みぬ人をつ捕
磔りし砂堂と稱しぬ所を以て逃去る地土松
中刑部曰雅樂助物不僅小之余人ありは日
秀吉然野との征す人多る小中村孫平次一氏仙
石権云清秀久九鬼在る久前薩を起すといふ西
岩井権兵衛と兵を率ひて由良の波野智の
中大灘を越て然野浦ありしむ湯川を以て
直清山ありて同族ハ世に深山出石ありて康
徳の初よりありて無事不徳治りて親不知
ありて次元子投たり親不知は地ありて候

のつは

とれく喬木岩屋の間小泉屋を以て恐に出地
を領し永く氏令に有せりしか程平重喜臣
のあしとて此屋を志のきとて湯川の城を焼てそ
勝を職すと云秀吉紀伊和泉安國を合衆小
寺守秀長小將と且紀州の中央長山の陣を築
き秀長の居城と成和泉山秀吉の彼城地監視
の事守日を津治と遊覽し茶店を以てたす
と享し軍務の労と福をいひ且和奇を賦す

あつてむはまより証れハ

こもりまきと布川のま津

洛陽紫野大徳寺の古溪和尚まで即興の一

地を賦して韻に後詞を加ふ

西工於景未能濃

浦号和歌誰后蹤

神祝吾君玉津島

緑新布引千年秋

既に慈悲を懐成せんと欲せしむる如きは宮の社
式百姓まに其難報せんと希ふ熊野八咫使
多うと旅人これと苦くむ別當実報院如
命してその心算を廢次

此月 神君行儀を於せむか多征在馬の末次糟
至改利入る長宗といふ医の吹巻一はれ渠當

行け

小言業と稱ふは痛病に如くこれと止る旨

會ありま次長宗を馬術の長言あり其のま言

業を所しは多治とあり。ま言は熱凍し平夜不

於く又長宗をま言業と稱ふはま言上多治と

ま言業はま言業痛のう。 印々白の替へ有りて

此物行多くむくありて平金しむありた

ま言、忠誠を感ふるま言

或曰此度 神君の行儀大如のう。後

四日小軍ゆ上校系揚天晴 往川家公希世の

良将なり天是為小年をかかへ事を欲

すうを福守を小言と云 神君のま

唯にまゝ感慨しめんと云云

四月小

四日中村九鬼の方より母書と持て秀吉に回章
と送りぬ

書状を披見しゆる表款一人成りぬ
志遠散之也小松永城普請中并白
檜陣あり之曰是下先方あり志の健気
意入るる事有神保白檜礼義の事も
志遠散之也小松永城普請中并白
檜陣あり之曰是下先方あり志の健気
意入るる事有神保白檜礼義の事も
志遠散之也小松永城普請中并白
檜陣あり之曰是下先方あり志の健気
意入るる事有神保白檜礼義の事も

四月四日

秀吉

中村源平波友

九鬼右馬允友

十日秀吉より所山へ謹責の條敷と呈せしる

十一 御師も亦而裁するは外年未押領

あり速可き色申す不然則一山既肯海

御法非滅亡之基乎

一 寺僧行人亦不嗜学向於立甲曹ら候也

非少つて事業之謂惡逆也向後勅字

向之の携り具より

一 朝敵國敵凶徒然仇之軍來匿于山中

時皆流杖助之是是与同罪也自今以後

割禁の夫表親天子向肖主人或家加辱
夫面目或者皆道世真実奈及心族
陸立山非制限也以比敷山根未寺々
滅亡可為眼前に炳戒

石之條に應彦山人不於同心を以持請状
満山各石鐵心磨削秀者亦可與證也

天正十二年四月十日 朱印

十寸字信方 粒枚法 大長寺 行人方 法眼 室雄 等一山の危機を

以て細井新助に就て教旨をとり承る遠近者

へて此の世にあらば因縁をゆるす領を以て子

石を安んず 後年秀者よりこころを 定むる此の紀州を

唯後世に及ぶ事吉凱旋せし事

未だ根未寺に代徳所遷居ハ 神忠の事

西教すてあく不可記と云ふも其人皆此一

事文献にすべし是の事と歎息す統

る水予事にして此日記とゆふを以て爰に裁

て後人の後と云ふ 大村甲乙の書と松平忠孝

廿月 神君甲州を以て巨戸郡武川の折井市

倉次昌子九郎之郎昌播小記判と云ふ 同二十

六月大

神君干城統の臣加恩の酒井九郎尉あり吾
君父とゆふ中多平御系少平を康政大久保新十

序忠謀ゆき名貴文宛名并新太郎忠政忠政
五百石文と余永井侍八郎忠信忠信石井長吉長吉
正次平村全徳全徳石澤之右衛門金次金次石井忠吉忠吉
石つとゆ

或曰中多作中多作の意は自願有る人とい
時不詳といはれど以侍の事小切り軍功と
賞せしむるに云

廿七日甲州巨野郡武川の折井九郎忠軍忠と
そすそすの由を梅とゆ

廿月秀吉今多才秀長とゆと大云と四國の各
長官に元親の事武威熾ゆゆとい既小四國と并

吞す吞すの由多岐氏、若狭、南阿蘇記、中喜、
彼書、八雲、福、の、幸、は、持、り、行、る。

六月小

七日 神君甲州より漢地へ遷入しゆ

七月小

一日四國の軍羽柴秀長掃部の告り依之は四位下
左近衛ゆゆとい但叙く是の事と兼り秀吉系

也極樂と作極樂 睿覧ゆゆと東極東の定家の

真跡古今和歌集とを献せし 睿感不斜と云

秀吉厨料貳百石石及て金銀方集りゆゆは玉
丸を授けゆ 杯金銀倉庫ゆ充るともこれと有
く事ゆ事ハ丸石小均ゆ此年軍役頻りにゆ

士國を死す... 浄音院を以て村甲己法眼を令
く原樂城の惣の南方を修成と云く辰の刻より
甲の刻より白銀三万枚旅平の法王山城の守
り惣の守をく洛中の編糸見物守事と先許あり
世後又伝傍く
配分せしむ

十七日 上杉系侍り方より云く信州を奪へ上田の城主
夏田ある昌幸と救ふ作此昌幸ハ海野の小太
郎幸氏より二十一世の後胤也之父海野源心幸侍
信州夏田小侍一先と家号より武田信玄の切腹
天正二甲戌五月十九日卒守^并長男源義隆信綱
ハ長源由成死し一男武成在源昌幸家督を継ぐ

夏田ある昌幸と号く侍れり信長小属ハ無義程
信長生害以後系侍成を氏立又 神志小侍
曰信州の内三方石上州吾妻郡の内索之為次七
拾ニヶ村を方石解お上州利根郡一ヶ、子貳百八
拾田那の中六ヶ村六百九拾、石を侵九三郡の内江
田中條小川指ハ系新城岩井尻を基下ハ城を援て
江田の要城と守控ふ小侍と 神志如融の時上
州夏田他他今度山條方成城ハ甲州於為郡と
爲んと約せり故今年山條家小を地と乞修く真
田に江田の地を渡す事この旨と知せり知ぬ昌幸
ハ予 徳川家に志を成すと云くも僅旧上田と

河田と物りりを賞度之事を恨み河田ハ昌幸
の徳先をいそとほり地をいそ留地をくして後
すいりりり昌幸難混して事小秀吉ハ屬す
へりり系傍に河田と横吉昌津流詠久あよ
つこれと許望し且大坂へも達す知秀吉いそ
神君上洛をいそを悪く思ひ流文と留り系傍り
真田と接しへりりを指揮せりる爰不致く
神君の魔下松平源十郎康頼依田の白旗と率し
て小諸の城より上田の城へお御さる流但る八
百余と我り毛利時より系傍り方より河田横津
吉中左衛門守安田上総及流妙川中嶋の地土

梨田より板倉修程徳勝を後と尾徳在徳の小田切
西勢市川越馬成と横目交り徳勝小六子五百余
云今十七日真田の居城上田へ援云とて系傍り又及
田徳勝信吉ハお御合て子之百餘り多場の地方の
據小右衛門比寸是六川中嶋の先方云と上田に参
すし虚を屋へ流志の小笠原系と天史貞兵衛河津の
城と何れへもと回を意也昨日貞兵衛系傍り
十九日 神君駿府の城にりりり元来真田奸謀
の士之友也只一と平の首に上杉北條 河内家志
とあり 敵味方小変り事と信せりる上は失禮
の意といりりり大久保七郎左衛門守貞直の事也

七、勅樂田七九等を以て甲信の先方豊後赤
次守長盛源訪小太郎頼忠保料越前守山内松
平源十守康國後修世四將の古後典厚成在唐門橋永
越中三校平出守昌古城和泉昌茂根津上原守和
約井栲田大守遠山知久在光寺武川尻小惣軍七
水上田の城と以てさす 命せらる

三十日 神君甲州八代郡中栗岡所警國源色
囚獄者小石領の事とゆふ
甲州山内守一内四指四寸百八指五寸四所
又凡そ人元柄村名田をせ又向山之内又右
湯の分を貫文とす家内七十貫文同所丈丸

其人渡河大守の内五十貫文示之事右前
諸侯亦不可有在邊り其首向後右伝
也の如件

天正十二年己酉年七月廿日 湯名

滋考囚獄あり

廿月四國征伐の勅羽柴秀長並に長曾と其元
親と傳へて秀吉土佐一帯を元親母安塔河より
其余の三州を傳へて増田實仙右福原守戸田民
少輔傳を以て傳へる

八月大

六日秀吉越中の國を征へ内訌今成政と成之

さん乃に今と京師を奪せざる越前能也加賀の
勢を絶つる依り成政ハ俱利伽羅峰の左六二十六
ヶ折由若を築き木船志山守山守山を以て根城
とて秀吉勢を拒んと成政ハ秀吉の云指方余
成政を以て河沼平押ふ越前ハ乱入して成政ハ城
若武ハ端ハ武を修ふ

廿二日兼て 神君より 今何の由勢州より返るの
根来寺前流是後院根来大塔田小塔を初と
て福永院の和泉坊帰一切寺を坊鳩神在唐の東城
等武百人余渡村由本則焼火の関はたて成政
吉の藩ハ正一執達して福を執るを免るる者信姓

と尋ふま追々互信縁と賜ふとと一の腕を互
られ城忌料と頼り成政ハ石料程成りて退
即の後成政ハ宅中を酒者と必食し成政より
水増く勇味と食しと棟梁一人成政の信
列し余は信吉在藩ハ正一伊奈團書今成政人
組と成る

廿九日依り成政判發して秀吉の信は成る秀吉業
蒲園の上にも成政を以てしるるを側由成政を以て
是下より成政依り信吉越中を放り成政も是下
信長信雄への忠を賞せすん是河より成政越中
の河新川一羽を授る成政ハ越中若狭越前國ハ

加州は國の守護に相成るべきに軍令を
背き、僻じりて其者吉兼に征國を以て収せん
と云く心中に^{まご}をりて世事小託して、我前並加州の
地を放るれ、漸く小國若狭を以て、畿中の國に
覇所と那を前田利長より、利長の利長の子あり持て、秀
吉石田三成木村は、在る所の秀俊伊勢守、お上り之指入
にて、越後の壁水の城にあり、當時系奥川の城に
立傳し、上杉系持へ使を絶て、合盟せん事と告
ぐる系持、去年以来を好むと云す。上杉も秀吉款
國に、海にせし、大膽と感激し、忽ち江山城兼
濱を携へ、彼壁水の城にありて、合盟と云ふ世に

秀吉金殿五亭八長迫ふ、以て飛騨國に歸小、路左
系吉又頼朝朝臣とて、一は國に、合衆を授く

閏八月小

二日味方の四郡大久保平岩多石、柴田甲信先方の
相率、信州上田の城へ、責を先達し、真田八上杉系
勝より援を乞ふ、軍勢、秀吉の對陣守、依り昌幸
お曲川の枝川、お雲川と城より、程二里、おれは、款
川の海を、お波と討んと欲す時、甲州の浪客坂垣
源理、お波と戦を、相利老に、おれは、お波、お川と、お
見せ、勢を、お弱く、お入、お城と、お増、お款、お火と、お
お孝、おり、お煙、おり、お味、お方、お実、おて、お戦、おり、お

根拠し好水堂を指すといふ人勿論あり冬
州遠州別系小甲信の横田城曲淵お加武田
の軍機を知り透ししる場敷の士多し然も加
賀川の半渡を討て勝利ありとも款の坂陣を
取れと討て敗軍歴然たりといふ昌幸世孫也
城より近き砥石の城小幡子源三郎信幸信伊豆守
七百八回方所の若小家臣夫澤但馬五百人を
量立てる陣は後み大河と帯とすも事二重に
ハあまゆ一也不澤屋筋了方より攻事（さ）百二
の丸の持山は海神口鶴田口と弱しと合戦引
入て三より突入し追討すへくを時砥石夫澤

より後信一款の跡を討て前後より標合すし且城
外小野山の信よ二人兼干を伏せ大目村あり恒平
三十人斗場を奪く一奉ふ款を破るしと危し小信
と信一はあまも昌幸が越せる冬を甲
信の伊士多しといふと大軍をたのむる今已の
別深屋筋より押寄りお元来城にお拒く款あり
りし六味方大に疑ひ岩城の町口お押詰る當時
の誘岩城とお想曲梅の内侍やとさ市在るおあり
時時大ものつる時田お利と兼言月傳甲四百人
然と弱しといふ然しと巡る先は味方利も兼
し岩城の内お攻入ぬ所く横小路小柵と喰遠

水橋に陣をとり並を修し恒卒を伏し敵不為死
と奪くし自死を以て其の多くも来りたも其子
屑ともせり若城を放火せんし其も樂田七九
序に撥ふ火を奪せし敵突ゆる時途を去るべしと
敵不制す兼て真田八中丸の上杉の援を乞ふ
と並昌幸子の丸の山に小立て時を伺ひ其子
既此子の死を相詰るは其國の怨を奪し昌幸
と始道と不持山油燈鶴田口之口より一箇は突
切き時田より月が機が其の云とめてはりし敵を味
方方に敗績し城より引退くは橋の小路の柵
おまをこれ討つもの多く中道に漸く留れし

梨折の旗を奪し砥石の城を奪奈
し小野山の二人火炮を奪し押入れを大久保七序
在り僅十四五路のいそぎに戦ふを信士が多主
水と平岩親吉の屬若尾時左の先中階極
炮卒を集んと守統とも皆散失てかりし其三
人後敵し其兼忠世の臣し其友吉の矢を奪回
く忠世の士黒柳時左の火炮を奪く階極の敵不
引取る己部矢を奪くし敵不取中二の矢と其
め其敵進てし部を切伏し時左黒柳火炮を以
て其敵を打殺すは家入酒井五序重頼殿して
首級をゆり味方加賀川の向に引取平井

元忠の事と地を引取りり砥石の城云ひて冷る
る巨小見跡七晴ある我死と云て者并執敗小
酒井貞九郎其の事一我んと云ふ者居る物
事傳られ大石村の口人之指入谷より起りて東
北を尾崎石門先父勇を揮て我死す又六町の
内より味方三百才令と預り加賀川の向
て佐を去んとす我を石川大久保忠世ハ多居、敗す
を見過と云方一向て忠世一語列返す中平助忠存
後母の忠程と云一銀の場母の蝶の九人并は元
物より池を馬よりり立進を脱け知る小款十
四の語を脱れと云来る我中をも是甲の武を

西月ありを突伏せそ、石を打撃を待り忠世の
指物を見し松平七左衛門是立善長守政定高の善長
木下隼人印多源飛松井と云居宗正息法四郎忠
行天野小守十塚久助合次武彦源治源林
権左石川吉介後友忠平宗多是六郎枝坂茂
助天方忠三郎小池忠也忠世河原と踏極へ平
介忠孝ハ上の一段を云地と云及也ハ抄云湖百
斗浪集ハ其奥田も加賀川を前マハ擬議
て石進忠世、陣のた少者て昌幸、信平ハ其
宝田、後軍相ハ其の間僅ハ其百十目計ハ不
也とも也世勇ハ氣不撓也云てお討す歎日也

お宿の吾陣の為とていへば大久保平助とて
款ありては是れを有るべしといひぬれば是れを
田勢と思ひしはあり日並お宿の石守りては
石を足立普一守改定給とて渠の鞍後橋を穿
くお宿の住士能ともあり普一守とて穿く並
く平助の前を地無平助又穿くを款の前後
能とていへば是れを内にお宿の石守りては
六市の前を地無の忠孝又是れを穿く由いぬ
は六市も穿りて追討の得ぬ様は申す
方とていへば是時お宿の振返り川中流の援云
とていへば是れをいへば是れを四七八の巻宗也

るゝ切難いとて憐れ平助味方を制して突せ
ゆゝ大久保家臣のお味方二十餘の道と石
橋の方迄あり来る平助と天方新之助とを
てありては是れをいへば是れをいへば是れを
六市の内にお宿の石守りては是れをいへば
金吾又小笠原康中波田源前親とて是れを
とていへば是れをいへば是れをいへば是れを
て味方の板川を越て吾法をいへば是れをいへば
も是れをいへば是れをいへば是れをいへば是れを
首をいへば是れをいへば是れをいへば是れを
吉六田山勢とて是れをいへば是れをいへば是れを

その有とて許容せし忠世又右左保科の比事
てとれをすしむれも不肯忠世然るハ川と石越
とも川増もも備を縁結ありと頼みすし免れ
そと各是尔意せし曲測に居る吉系以下小茂川
小尾津金木の味方ハ諸部へ居れりもめ氏名居
下撥識すの據小昌幸城中へ引居り今日功名
ハ諸部人して酒井九郎一人也あれは諸人
に歎息す

或曰以年丹波より来り吾云志井左衛門
幸長小笠原丸戦死すといはれ志井忠世居るに
正刑部少輔幸長の子也幸長の子石川

信長は貴成赤井七郎を諸將とす
神志は仕へ今甲州小尾監物祐光も
一病と云ふと云ふ

三日大久保忠世並柴田七九郎康忠信女の國人
と卒て真田の校城をとりんと欲して諸川を
傍り、幸長純とを一騎打ちありて城へ滿く忠世則
右左平岩より柴田と共々、西條、石川の諸將
ハ忠世是部源次郎、松平源十郎、康國、諸將、大
將、永く、忠と合て、敵の中を、取切根津、原に、追
ふ、忠、永く、の、討、捕、の、首、と、言、ふ、れ、も、右、左、平、岩、不
能、忠、世、い、ろ、て、又、復、と、い、く、右、左、と、言、ふ、事、は、い、ろ、

川世山先不取と名取を指しつゝと名取も各人
と名取石位留不真田退く味方及び中働三八重
原不陣一敵の虚を伺ふ不田も押返す對し
城は福の事十町耳ゆゑ此に控卒を散らし
引く味方の陣を伺ふ忠世存候二人と並て福を
引くれと名取

十九日訪訪小三郎存候の當番より真田と足
程軍河り

二十日岡部河次郎長盛時中十九日栗田七九郎康忠
と在に存候の當番たり真田安房守安平に紛
き栗田の陣不取と名取追合康忠突つて名取討

取は敵云旗を弃て逃るる岡部長盛は逃り引
合れ河を越へて戦すめ此の場より不田安平
の腹を討つ不真田の馬足程長程の勢不向安
房守を子源守と名取と士卒と名取守長程も
又馬をとり先登すは後軍松井らも山
越新居河の河平助内平を望月七郎康門
大塚美徳の山康又安房守松井源次郎
不守は敵軍真田父子を討つと見く敵軍も
平士卒。扇寸十助不徳を合せそ級と名取
山越新居士卒を指揮し競ひを松井源次郎不切
名をとく敵の首級十級と名取不田退くは

七の五段

斗源三郎信幸も及く我んと次父房州これと制
し不運く今も亦大久保忠世の長部、此とまめ
をてい討んと欲し、吾名平岩よお識すこととも若
水門の内に軍路を長部、激務すし利をたかり
おせり、遠く小籠、六向の飯連のりふ、真田父子の首を
ゆき、知ありと忠世大に後悔すことありしは、信長
を先立ち名を築丸柵と、河内田御し、を陣し、真
田も、投回城外に奈し、味方、虚を多かり、る、信厚
と見積り、おし、味方の北に、陣む事ありし
味方、松平源十郎、奈國、大久保、本助、忠孝、天神、林、本
助、と、能く、備へ、信長、信、長、陣、す、心、陰、氏、を、神、忠

へ、ま、合、ら、し、上、州、江、田、お、し、信、長、一、真、田、の、あ、り、の、岩
と、編、す

甲陽道、家、を、流、れ、て、曰、真、田、君、儀、を、と
し、信、長、を、敵、と、名、付、長、陣、す、り
信、長、は、是、信、川、家、お、し、の、お、と、是、の、ま、実、在
を、信、長、に、お、し、信、長、を、人、虜、お、し、す、り、の、お、し、知
信、長、の、信、長、を、し、士、透、渡、お、し、夫、州、の、お、し、人
を、信、長、に、お、し、信、長、を、お、し、信、川、家、お、し、勅、在、の
二、三、日、お、し、信、長、を、お、し、伊、お、し、援、お、し、し、末、信、長
の、告、お、し、し、昌、幸、お、し、お、し、吾、お、し、お、し、不
道、お、し、お、し、我、お、し、事、お、し、信、長、の、夜、お、し

此等厚く越後の加勢も必ずしも人の款の
向陣へ自ら守りて居る旨と制止すと云ふ
二十三日濱松より井伊多助少輔大進其の松平
周防守康を牧野右衛門左衛門康成若江左衛門定政
亦も亦余云上田少将より二十日何より法陣寸此時牧
野康成自ら款城の隙を以て叱咤し一守と城和
泉昌茂大將亦少似合由と稱すとも守りて居る
を疑ひ曰謙信毎度款城と取んせしむる況や康成
と如く若しといふ

其日岡部長監九子表の戦功を家臣松井白雲
湯野少の四太塚并新友内能合少康を縁状より呈
月、場中の切右松松小泉少助の切右内友松山
少野之入を打取の切右のうしとあり是れ 神意
はるすり如く感状を致す

今度松平九子表自身陣中働かざり感入は
其方家中と見え比類働かざり是又神妙
は則ち度合も大感状を以て油取軍
忠告一の松井上法清のpもあはれ

天正十三段八月廿日 家康

品部法清及

廿日大久保忠世にも書翰を致す
今度松平九子表河原被友人松井源一郎が

押詰一討捕に於骨之部は河原野

天正十三段八月廿日 家康

大久保七右衛門

九月六

十日 杉井五右衛門家康 今川田原宗直の宗孫子 杉家入と為るは

感状を賜ふ

今度松丸子表河原野を討取骨之部

を討取無事歸郷先は神妙くもて討取の御軍

を賜ふ

天正十三年九月十日 家康

杉井五右衛門

昨日秀吉の命に上杉大軍を率上田の城

を救ふの聞に味方諸將を謀略を懸く

由とて修不陣持守真田源次郎幸村 信長の子

善ん寺井伊直政男松平因幡守と相戦し

敵を討取大勝し味方諸將と離れ四

五町引取り一城を別家我と持て近友石見家

用長田竹中清元次後援の引手とて父お房も

昌幸大に幸材を別して云成候味方丸子の民

家と故大に静め保れり候と母御も名存平

岩八清間の友又若お入候後甲州お守り真田歴

とて久保忠世の城成り小幡康高
昌忠の下の甲信の先方の土真田表遠河村の衆
とて信州の保科氏知久大守上條忠房
正にゆくとゆきも既しく
神君の法は神
の後吉田歎く曰く女
神忠は英雄なり井伊
大守をきくて寤を披りて先方の忠と新
めて吉上田を攻めんと欲しめぬ昌高を
調略小幡の戦の役と者しく松尾初也の謀
はあふもあつたりは口を欺き終せりあふ
多辨と名ありし辨せりも年歳を長き事
及知あり上杉家と争ひ終りて後業を全

くすむはあつとて昌高、次男源次郎、幸村を以
て妻白山に送り信と守、系譜ちゆ悦ひて厚代、
親也の子貴人の内百をを授け、川中守の内あり
或曰、今度、長盛、長盛、丸お川の
勤切大に、世に能く守候、神君の
福の多し、別殊、は神君、自ら、は、は、は、勇切
と感、ゆゑ、大塚、長盛、事、十四年、未、味、方
り、系、軍、ふ、世、父、次、房、六、法、門、正、綱、信、方、方、也、正、徳
つ、ふ、ふ、と、老、云、杉、系、十、及、云、清、を、討、捕、し、志、う、と
尋、ふ、せ、ぬ、長、盛、曰、清、定、の、身、を、白、大、塚
曰、今、及、清、松、尾、の、内、に、人、を、の、み、を、掛、く

毎殺射すのく、隊長あるん、武士の戦場
暇尋ちの切名、軍始て、自余の
款に眼を觸れ、汝等の旗掛、勇云、人を
討捕し、と荒云、あな、い、汝、果、て、後、夜
の、此、子、十、夜、云、清、く、そ、を、始、く、あ、の、旗、と
た、い、田、氏、治、部、存、心、ふ、ま、せ、早、其、後、揚、旗
これ、を、守、く、あ、の、旗、ま、ふ、石、の、見、ん、と、て、石、を
い、一、見、の、上、と、れ、を、注、け、く、秘、花、の、り、む、大、隊
あ、い、感、状、を、授、け、る、旨、云、上、す、と、云、云
十日、冬、州、海、兵、那、田、原、へ、海、軍、集、り、日、あ、事、十
百、あり

十月小

三日、田、原、より、毛、法、今、度、獵、場、に、於、て、括、大、由、荒
て、伊、國、の、名、に、あ、る、田、原、守、將、吉、池、を、て、これ、を
但、多、事、感、の、の、ま、り、と、名、を、括、く、物、と、改、名、稱、せ、ら、る
廿、日、秀、吉、へ、列、國、皆、集、子、を、獻、す、依、り、神、君、在、協、約、を
あ、く、ま、り、ん、と、申、り、知、り、結、大、名、と、同、く、集、り、ん、と、せ、せ、
る、事、を、の、代、由、詳、載、一、及、す、神、君、も、兼、て、無、執、と、欲
せ、ら、る、所、活、秀、吉、の、名、を、懸、止、め、し、水、原、在、家、を、又、氏、を
之、氏、式、拾、人、起、後、文、を、神、君、へ、獻、し、水、原、家、今、く、心
あ、り、徳、川、家、へ、親、矣、す、へ、と、云、云、神、君、も、亦、む、臣
并、冬、遠、渡、の、國、士、大、祿、の、格、より、盟、書、を、小、田、原

今夜も遂に石川運謀に与せず剗篋子を献する
事との感身一子成止あふ小不及とれと返る
直正元龜之主申年三州加茂郡の信和と武田
信玄の侵略せし一族松平家系、投物とす
所後、大坂の初新屋の田子卒在と直正に病
り并しに捲元と並執す

傳へ給す大場平助といひし士兼て石川
ねふみ端の彼屋身と均く今度之好縁
七序秀次へ性く厚縁を請る。神志先
とぞ日、渠別士と非す此後切を成る
の首と宣へらる果して直正とて命を

終るねふみ大坂ふより秀吉はく、美吉の
那屋み封をせんと欲しらる秀吉掃掃
却て為る縁を引、贈をみ法へ指し
て二首のね吉を礼二枚と書てうのつあ
ぬ建

往川のあふ傳ふる古筆
庭へのほ、木の下と掃く
あふ原れ掃まをれ、古筆
あふく、ちりちりもあふ
伯耆守ねふも差忍のらるを生世仕
とやのあふ、小富を原

十五日信州津高の山笠原右近衛左衛門尉
神君も屬し法王と凡に候子と長崎の城内に
納るる兼て秀吉へ内意せしめたり人質を石川
好正携へり候なり 神君も籍と小田原の民
亦も送りあり

仁科左衛門尉先鋒に去り
二日石川伯耆守冬州退散に候なり山笠
原人質百五十人上方へ合子細申付あり
候事とあり候なり石川油所より赤羽大市
まで以上にて合子細申付候事

十二月十五日

家康

如隠夜

十六日長崎城中より四方國五州の候人ともあり
神君今も彼城より法王の御見せしめあり冬州の
法王群衆も平家も迅速に馳参り候事と候事
身の暇有り候知由也 神君内意候事
とあり石川も御見せしめあり馬上一回八十騎を所屬しあり
十八日冬州前役夫をり 長崎の城を修補せむ
松平左衛門助の臣と申す候事 神君平松
金次郎を遣はし御海軍をり候事
旨 神君御力を以て信州小高の城を此寸大久
保七郎左衛門忠世も御見せしめ候事

とこれ石川教正大坂に奔る所を信州の
小笠原貞慶と赤松不属一系清めらるる時
所信云々の男御時吉又有人たる所警をを難て竜
芳と稱する系清と此を新羅して甲州へ奔
渡の事と謀るの事有りぬ向備信我小松山城に
杉平源十郎本氏 依田康國を城すといふも杉弱く國民
忠世り帰る此より系清も雖後世天正十五年某
の續切實にぬ一族の中を家城母々の家
と補之時多と何の真田を討んと欲すといふも
石川教正教正と同時と退去し彼城も多道の
管子あり此と大久保一族と上和田の垣石忠清も此

と此所留書ありのあはれと守人等と欲し擬城す
忠世り金平平助忠孝後改元 日吉恩 賞を合食り
て多にぬる多に何の忠の先のなるも當城より
んと云ふ忠世方にぬる忠孝此小松より止の漢松也
く此も此雪道と改て上杉真田小笠原系を小
松より奪すもふ及里二月忠孝も 又三州より

二十日 神君冬陽の法ねとて管意せられ且
西尾の城へ渡河七百遠る故を多しり
廿日 羽柴内大臣秀吉の意有に信く小島大細云
信雅の使羽柴より信を傍雅より其意清雅之至
て信雅既不秀吉と和融す 神君ハ元より秀

吉に忠恕多かれを早速入洛し身ひのり人を秀
 吉の望みのまに非ず信雄も又頻に在りて其
 吉と演る神忍の曰去年長久年の役秀吉方
 勝り池田秀勝を討捕今又秀吉と此を併とせん
 元を心懸懸懸し雖も何と堪りし上洛すしと
 と宣ふ五便を返る所
 廿九日大地震す今年飢饉夜痛しと死するも
 の擧げ是よりす
 十二月大

朔日 神君秀吉と此合戦の青内房といふとるれ
 信玄國法軍旅傳立の書籍の事と此を致すの状

の旨後井原玄清を以て甲州の古蹟平岩親吉を以
 代がぬり是れより治令ありしと名と此を納て終る
 今井原玄清信利志山石三物首領と此に治より是
 と書字して献す信玄旗印大妻六傳の軍令折
 井原隆の次昌と此を以て又此國の政務提書是信
 玄兼典厩信繁九之條の書以上三冊米倉重計忠
 徳と此を以て元龜庚午壬申あ及の傳定條と萩
 原長と助昌支と系大隅と此を以て此書と定
 く原長重信松と傳ありて是等見ゆ傳ふと云ふ云云
或ハ信
 玄傳
の書甲陽象光院
 設山和尚見せ傳
 二日當秋信州上田に後殿の功を勵す大久保也

序在る中世の部下林権代金氏武志松井深四
郎忠のりも也高六郎且甲陽の旧士も尾山池宗
小神君あり感状せ給ふ

三日今夜上方め属して山多原右也を人負て六
上杉の援を乞はるこ余瑞信政も遠の城主保
科敬あるに並を以討て其懐遠正の子に勇院
の移りし朝の宗も突てかたに敵を破り且遠討
しそ折獲物多小及と云云 遠正或は越前守
と稱すも稱す

六日 神君金くは復定あり
甲陽の家傳く稱す 神君甲州の先方今
井遠山曾根と流らるる信玄佐多か精

一就中允龜虎千より旅かめて所要西席の
如しのの軍もも旗印也清事也給る味方
系也八信玄佐多をこの信二の信皆一也
小之隊向の標衣被とひくを返と曉し先
進く相取清貞を見積り事誠小軍道の
大要あり心家へ曹とや一月信も六指二間の
筋或は星冬州矢作部のお用也給るるる
りしては分國へ制令ありと云云
八日 神君群臣と云く是瑞の地は累代の名銀上
方の留山且麓下の信子と給る分國の旗城より
誰を以てこれと云くはんと云くは多治長常一信也

備前日二心ありし身今と誠郭とある地んを撰て
 これを命せしむ可なりし事あるに遠況す時
 神君の仰より多御座る事ありて可なりと仰守則
 宜次申候に許され奉旨取りし書御由程と拒
 ち切とをすすまの言とありし事宜次生涯の眉目
 爰に云々と忠誠の色ありし事 神君則ち身百
 騎を割石壁前りて若今度奉旨奉向せし事宜次
 危きに極しんあり候との事とて感状を極する宜次
 子仙女 去年奉旨申り候事大坂より赴き候子
 なること石川伯耆守の御子向候事宜次候て仙子
 代と稱す三州へ帰しむ時 神君仙子代と稱す

沖前には前後を想ふに伊多冊下かきと称せしむ冊
後年越前家の丸巻と称せしむ
伊多冊下は領すと云ふ

十日三三任り権中納言を任朝臣者孫奉寸と云は
 信長公の庶子奉旨の子と云ふ母波の國と云ふ初次

西日信州と云ふの係料に盡し感状を賜ふ候事
 今度小室原大色を奉旨申候事とて一戦九款
 の御由程を奉旨申候事とて酒井九傳の御由程
 を奉旨申候事とて誠粉膏を奉旨申候事とて
 獨包永色を奉旨申候事とて

十二月十四日

奉旨

保科越前守

元年 志保山を七戸忠成後年恨内友清次清次及

任修 台使公の係とあり清井半三清鴨田植原

河津六藏日負抱の役とありと云云

加藤田九郎信治子松平六清の正後時山口助兵

清雅加友清を以て成之少家入由列一雅朝八後州

長久保の奥五右衛門の城着に加り松平玄蕃政家

清の部なり

渡辺半十郎秀綱十五郎某に於て初て神君の

侍は是の新舊の改遷初孫なり

皆川家侍由曰山城守度照並別長治母臣

武威近侍ふまゝなり。神君の威徳を

仰ぎ敬奉破復を歎かて天正十五年の

自冬陣せしむは是様石浅く今年深

氏政大軍を率へ長治も以て来るの告あり

六 神君より中川市在りて長治は

互三を援えとて長治は苦むるも廣

照石城より一里をて大平山小城を構へ氏政

と拒くる。神君の援え別波山を音城守

既よ山際の大云屋松守りてとも城固く

しそ心算割城中より松討て大に勢を

を破る北條家終に退きて年。神君の

援云河東より世部上聞達は長
神君より三坂河の北條高と皆川和盛
正氏改中河川權大納言定潤字の娘を
ひきとりて廣照を嫁す世後志麻子
康也生すと云云

武德編年集成卷廿二

天正十四丙戌年

正月小

十日

神君淡路より岡崎にいでり
十三日 織田信雄の使織田源五郎長益羽葉下
船寄信雅天野信重の旗先来向して 神君の上
船を再三催すと云ふ一切御許容ありまゝと云ふ
を命免ると云ふ之使寄りて 神君甲州巨
戸那長川の生かき籠を病ふ
今度諸人の成り難くは有る也と云ふ



外親親被府に在りて其式に候旨感悦
し中珠に去秋に於て其田表万事入精進也
有久保七郎左衛門被流中は是亦に候旨
善田五人に下し候旨

正月十三日

武川虎中

約會にありて多し信後任信 大久保忠隣後任忠隣
此人忠世の嫡
其五人書と口守

今度流人々成迄年七歳吉とあり候旨
差圖にお着候と書子と被府へ引越候旨
之旨有違ふ由別及被流の如く大形に祝

大久保忠隣に於て去秋に於て其田に
ありて大久保七郎左衛門に
ありて有久保七郎左衛門に
ありて有久保七郎左衛門に
ありて有久保七郎左衛門に

正月十三日

大久保新十郎

忠隣

大久保八郎

正信

武川虎中

十九日 神君冬州郡田那吉良不羅
廿一日 織田信雄の使源丸長益相樂下候旨

雅方勲を信雅久と白くして曰秀吉あり
徳川家の上洛を催し評定あり是毛利浮田四本
北五の勢を卒て冬州を惣入と企つ信雅も謀
てそのの政勢を執せんと稱し江州ゆくる畷料二
万石を授大納言と稱す世に便の心下徳吉羽柴
氏と争へ加恩の地を施しと余信雅の元を米
邑を増封し自然と信雅并長臣の妻子を大坂に
移し候とかなは長久之の政を尊恩忘却せ
しとも貨人を納む上を為す方なく表ハ秀吉居
しつゝあの上をいふと云云 神志有るを就よ
し此有るをいふと云云 一戦を便せんとれ何と

秀吉のち風を望みんと宣ふに度旅あり候
廿二日羽柴信雅又伺候す 神志有るを就よ
しつゝあの上をいふと云云 神志有るを就よ
し此有るをいふと云云 一戦を便せんとれ何と
去る年申の暮月信雅と和駈の時秀吉あり
家康ハ約束の事あり候と云ふに候し或
を信雅の文 家康公がて候したを候しと送去
年暮月、右老臣石川伯耆守が信方不を村せんと
約し大坂へ移しを表裏を増へ是より云と答
秀吉の領國の中を働かんと欲すといふも信雅
の氣をいふに候しと云候し今日も信雅の氣を
上洛と候すと云候し候しと云候し今日も信雅
尾州の地をいふと答すしつゝ大坂を來るを待て候し

雅と美中小極く痛處あり片々小極指片々小極の
細帯と携へ一巻に燭とさしめり信雅指雅と對
顔一とれ多日思惟一 家康と上洛のりしと意
ふ兩人語くを詞と不し秀吉曰き妹を以て 家康
と嫁すへ一燈尾茂介吉晴生約ふ介正俊侍座し
りも其妹とすも一執と秀吉曰信治日向きと嫁し
きも妹と渠いもこも此とこれと主母一 渡松も
賜ふ一 信治は討ふ志意淳一と妻と返さずん
を天下流る事をおぼしむ何と難深すへ既と
嫁娶とこも 家康は怒りし何と時ハ大廳
と送り候とすも不れと一 家康の上洛は豫す

へし寸と意ふ信雅以下大なる英智絶々の程を感
寸聖胎生約ふ助燈尾速小信治り誅しゆ勢も
おのる趣と述る如く日向き曰秀吉の命畏り入平
今吾妻を死ふ如く事と血争のり次如く家の
害也妻とゆへ天下流るへいんともこれを厭
ん然も亦存命とて六粒とて一人と増て忽ち
殺すといふ

二月六

一日秀吉の使節しし織田源太右衛門兼宗
与清雅と那佐左衛門権光及家田丸と右衛門
久り卷州吉田小極く城主酒井左衛門尉忠次と詣

し秀吉の志氣を説くは忠次も秀吉の 神志
と和を尊べんと欲せしむるも情の有る事と感し四使
を遣へ吉良の旅館より神君に秀吉を再三
の使節討敵に望むと宣ふ忠次曰く是上洛せず
はむのそむり次第の便也とて 神君を遣へ
渠よりし福を獲しむ四使秀吉の志氣を述るは漸
くおのち稀客なりしこと條の監と宣ふは四使を原
業をともむることと古先をゆりしり秀吉の志氣を述
聞在来ふことと河後ゆりしり秀吉の志氣を述
て尾州尾州と後野法三浦長政と向して淹る
する者と述る 神君疾と長政との理由を仰る

八州を以て清洲へ先陣を遣ふ
廿三日午の刻淺野長政後河原吉良を討す
神志秀吉の誓約の子條の誓いありし秀吉妹
の娘の復す男子を儲けしむとこれとて長九郎
台柱代し嫡子ありしとすとの志中二今度おと
整 長九郎とておとすは細んとすはあつらん
廿三州以後 徳川家ほせしむるも公國を遣後甲
信長を遣 長九郎とておとすは護しむは年八
常といふも秀吉にこれとて是憐し等閑ありか
らるる言成しと誓約ありしとすとの志ありしは
多し神志は在るゆへに同明内田善右衛門是を討法

すの如く深き處とてと披見し懐中より秀吉自
筆の草稿をとり讀みし 神君の意ありて
傳へ有合して列石の族の智均き事と
歎嘆寸長改懐中より並社の牛五とて
榮秀吉自身中ゆゑ無傍の盟とてす此へ
の是れと祭りて秀吉とて

六日松甲秀吉の自筆の田簡譯次を以て
神君の通符容有事と他州の上羽柴
雅天野雄光は法洲へ移り織田源氏淺野深
淺移りて 住川家内城の斯事と納結の使節
と差をせぬとてに浅野とすとのありと

あつと云ふ

廿七日 神君吉良より長洲を去りて
淺野長政も長洲を去りて九を不擲りて
と云ふとて長洲に滞りて

或ハ 神君小條氏政父子と駿州沼津に
此の間とて會盟ありて昨廿六日駿州府
と云ふとて長洲の法卒の田止りすと

廿九日 神君長政とて長洲を去りて

廿日 神君長政とて長洲を去りて
長洲より長益淺移りて

離子にを催されし西使を以て食意しめし四月申
節に難波松崎下向入奥有へし追討信納の便節
と登せしめし西使を以て西使退じし

秀吉去年閏八月以来経安せしる洛陽聖樂の
城造平南化の條より二條より東を塔川より
西を内陸を隔り申茂中假山若山里花園のりお
郭のまのり日暮の西の壯觀定ふ希代の結構と云

三月大

朔日 秀吉の西使濱松と登途す
六日 神君より信納の淨使申多平八郎上京の爲
濱松を登す

十日 中多志揚聖樂の城を登り秀吉は揚々幣
物と持く秀吉大に收し志揚の勇名古今も揚揚し
宇宙小地偏す殊に去々年長久子戦の日龍泉
寺より激云と卒く吾三万八千の大軍小並を押行
火炮を奪し武威を以て時血討捕ししと云
度々 家原と交和を誓へ婚家と云んと能す
此の時ハ秀吉の臣也 家原の臣也 家原の臣
ハ秀吉の被官也均しんはしん英雄と勅け並
時を國家の獲獲たんと欲せしめんと賞す
賞金を以てせし多き時は 家原のより多し
に生すへし賞き時ハ地圓といふなり吉光の徳

指定家小倉山老の色紙並三也天市の名物を
以て汝に授けし事とも勇烈も四海の名物多し彼
名物と何とて保英名と形す言成述く彼名物と
授けしる小倉の色紙を伊勢國日北畠具教に送り
連舟伴紹巳も物も五十枚の内ありを歌
何れとまじりあへハおもく
身はいつくふありありなり
或ハ神君信納の使節とて天理を
浦原系と登せし事吉見れり天野
名物と何とて保英名と形す言成述く彼名物と
授けしる小倉の色紙を伊勢國日北畠具教に送り
連舟伴紹巳も物も五十枚の内ありを歌
何れとまじりあへハおもく
身はいつくふありありなり
或ハ神君信納の使節とて天理を
浦原系と登せし事吉見れり天野

後任の
何れとまじりあへハおもく
身はいつくふありありなり
或ハ神君信納の使節とて天理を
浦原系と登せし事吉見れり天野
名物と何とて保英名と形す言成述く彼名物と
授けしる小倉の色紙を伊勢國日北畠具教に送り
連舟伴紹巳も物も五十枚の内ありを歌
何れとまじりあへハおもく
身はいつくふありありなり
或ハ神君信納の使節とて天理を
浦原系と登せし事吉見れり天野

貞宗初任州
其の刀と云木貞宗と稱し謙余名を後し貞宗の傳を文
並船程したる世に於て

廿日 神君若那川を越て豆州二嶋に於て北條氏
政回氏と合軍し其の是に去天正十五年文
和を誓ひて氏を聲とせし事とていふに對敵
しめ事お記すと稱し世に及ぶ所は神君若那
川彼父子以後誠実と欲しし事神君若那川
五旗とて名を傳ふ所とて成道へ入と欲せし事
吉許備み及りせし事とも更ふ事一日守りて一戦
と候し及せし事あり北條氏ハ伊勢家の支流
の故実ゆへ又實徳に候し必皆長槍を志すし
と云ふに神君ハ其の交友とて神君ハ民政を志す
りし事候と云ふ事上層ふ事一門の屬し神君

此も 神君家の位由り候し其の事候とも携へ候し事
くも其の代りて名を神君若那川一旗とて入し事候
次酒井忠次丹伊神原忠信等十民政より大者十
二磁石馬十疋雄劔一振と 神君ハ其の上り
神君も又織二百疋虎皮豹皮各五枚程と緋二百
疋象の刀菊一文字の大刀薙刀南蠻智銃と民
政も贈りし國後の刀吉光の短刀と氏を授けし
狀副研ある時酒井忠次等討起て海を越川の
戦を起し神君政回とて賞し一文字乃刀欠
宗の短槍を授けし事神君の好むを授けし事退散
の期も及 神君ハ民政の四長山角紀伊守等

五連の山に津と 市川集の眼前に富城の城と
とありしめ西家の封境不城持けく清云とある
事とありしめ

廿一日 神君波府の城より淡松めを入しめ

四月小

二日 神君伊弉父才波州之能城主杉平之郎持
俊享年之指五歳ありて卒す

十日 秀景の妹朝日姫要樂の城を小輿し云云浅
野原之清長改津田四郎為唐の富田丸也新監滝川
俊吉丈伊及太郎唐の朝日姫の乳母子あり庵守信維より送り
とて伯父清五長益相樂中流也孫維飯田也云

然も長婢妾百五十餘人花素と云くかき不地ふ
神君より酒井小太郎が次因友と云ふの信成杉平
と殿助家忠と完忠右衛門原貞高より与唐の正長
後在河 神原集之助忠政久野在也又宗秀榮生長
也 茂高在也と云く之州の地より送る

廿日 朝日姫淡松の城より神原小平を宛め忠高
と云く旅装を改め城中不入樂しめ酒井河内
吉孝忠法輿を禮取て婚禮の儀式と云りある者
也より姫忠入時人清水平丸也正親山守也唐あり
廿六日 神原康政法使とて淡松よりとり要樂ふ
あり先富田丸也新監知信の弟に云くはる乳者也

忽代とて朽入奉能河り康政相瑞す秀吉の曰
去々奉小牧陣の時小康政回文とて曰秀吉既に
信雄と云と締ふ実には思をわすれ悪逆無
道たる事誰の惜を記さん然も信雄を并す
くは回念すの多くと書す吾もを讀て怒事
狗狼不満る所暮り令て康政を殺すの事
ハを首を見し吾一矢をばせんが當は小治を施
く且國を殺くとの旨と瑞位とて當時
家原と婚姻の好を成くは信雄の原
と感慨と曰懐遠く敬して汝に兒んを敬す事
親切にとてを登す事と事とを待てを愛し家原

康政ハ吾妹の子のこゝと云々
宣ふと云々

廿七日康政を殺す秀吉厚くとてと食せしむ

云云一説は康政は信雄を殺す
五月廿六日と云々

申旬 濱松城中に女舞臺を構へ 神君嫁娶の契
并朔日娘 台徳公の好むとて子と好むと加
依中娘を以て三日に及ぶ時又 台徳公の兒
娘十之八と秀吉より京良晒白帷子一襲生括不摺
袴の帯一筋つとて授けしと謂長谷川倉之助云々
多山娘後改
冊下小幡越千代京憲
後改勘
三番桂村久左衛
長坂血捲九郎 信宅丸毛希久代後改
三番若尾

氏松兵津子松山系系虎福也曰朋善何沐
虎厨の以神谷又三郎之を賜り相右曰弱
年のを元出はも若州白布帷子一宛とよする

七月小

神君上洛の事を群臣と議しり海井島尉
諱のり秀吉の御申尚多し知入の守信介(可成
小及上京せられの抗死若秀吉いりてを祭り
て我とも味方の敗の事有入の次と云云諸臣皆
是ふ回守度又様と 神君も上京の妙法とす
新武の秀吉これといり質子矣と河吉秀康を殺
んとする旨あり 神君は往年秀吉請て秀康を養

子と次今養子を殺されし渠に在り我を悲て
孫を居め徳川平小おんやと宣ふ世の漸く秀
吉の耳も觸りしと云云。

十七日信州の真田共房守昌幸誅伐しして渡府
近 河馬河り

十四日 皇太子 誠仁 薨御 太上天皇の御号を授け
あひ陽光院と諡しぬ

八月大

七日 秀吉より志田より(意旨ありて)柴野原の地を
取す所 神君の御心珠屋に縁せし所
九日 秀吉三州河原の城を水原忠直より田草と送る

- 一 可平舟来返てのP越り
- 一 小笠原方より大原よりP越り内後之事
- 一 老公海下りしと云小笠原方より大原よりP越り
- 一 本曾伊藤より此方より系右の方のP越り
- 一 是より本曾路隈無之松号のP越り

八月九日

秀吉

水野忠之丞

秀吉ぬ祈上、神君真田と討威し、いふに
 小昌幸、勿論本曾と小笠原と、神君秀吉と和
 融し、いふ系傍、後援の頼も弛れし、信甲、西州の法

にあり、形に款所せしめ、神君の馬を止め
 此幕をい帰後す、いふに及すと云云

十四日、秀吉先月以來、東樂の城に住せし、此時津
 修理吉久、我久、強威め、く鎮西、藤吉、堀、加、征、伐
 と、く、中、國、勢、を、奪、前、小、笠、原、と、め、思、田、助、と、由、存
 する、文、城、入、り、と、監、軍、と、く、差、下、り、今日、大、坂、へ、入
 と云云

十六日、神君甲州を北見し、いふ、秀吉、不、復、國、中、信
 力の、旅、を、重、く、お、撲、と、さ、せ、神、覺、あり、此、は、秀、吉
 あり、い、ふ、人、知、る、吉、久、を、送、り、と、家、不、酒、井、大、崎、の
 尉、屋、に、指、原、と、さ、云

當日秀吉の死に未だ其意ハ未定我ハ追討の
多クも表九段ハ傳せん守を軍議と可き
陽州の地へ東臨の事と希ふ既ハ婚家の上
ハ市上洛の事其に人秀吉ハ屬すの情ハ皆信長
の時同列の法候も其爵と授禄とありとも
乃中候とて其格と作す所執事殿新 徳川家
友と思惟せし上洛の事ハ秀吉ハ威を勿違
たらん市上中も 家康執疑の事ハ吾母大願と
流転の事ハ傳と成すこと其の事ハ其の事
別 神君の事ハ傳と成すこと其の事ハ其の事
孫と傳と成すこと其の事ハ其の事ハ其の事

廿五日甲州と奈途巨戸郡も山の浦江は法吉若
何
廿六日 後府の城ハ 志保
廿七日 掛川の城ハ 志保
廿八日 浪江の 志保城ハ 朝日 娘ハ 秀吉より傳
届と成す 山本も其の早打也上京ハ 神君ハ
大雁と傳と成す 山本も其の早打也上京ハ 神君ハ
と述ふ秀吉ハ 山本も其の早打也上京ハ 神君ハ
と授り 九月小
十日 吉辰なる 神君假ハ 後府の城ハ 移り也

幕下の取付群集... 神君在... 弟君入吉折
氏或を待有と献しと... 美持双乳
昔より由り運送如く 中帰城

廿四日 神君在... 津田年人依
廿六日 秀吉... 津田年人依
富田左を... 知信旦信惟の副使織田源海集
下徳... 神君の... 信
と信... 秀吉の母... 信
是富... 是を... 信
... 信... 秀吉の... 大和
... 信... 秀吉... 大和

子武門の... 秀吉... 大和
... 信... 秀吉... 大和
... 信... 秀吉... 大和
... 信... 秀吉... 大和

十月大

四日 秀吉... 神君... 網
羽柴秀長... 信... 好秀... 次
... 信... 好秀... 次
... 信... 好秀... 次
... 信... 好秀... 次
十三日 神君... 信... 好秀... 次
... 信... 好秀... 次
... 信... 好秀... 次

且後集筆画圖一幅をゆか
十四日吉田の城に 赤止居あり
十五日吉田の城に 赤止居あり
世ある法匠皆曰今秀吉天下之分一を治めん
とて大雁を送る疑はくは偽斗ありん死と
神君ハ屯疑を起し何ん所柱も柴積りて
大雁を贈るを信せざる時は秀吉を志ありふ
似てはくは偽ありん死あり
十六日大雁池解解の難事申松平重茂助也
向て来輿と野回す
廿日大雁園陽の城に赤止居あり 神君の兼申

淡松より當城より母子お看せしれ爰に於て解
匠皆其実あるを疑て疑惑を散す 武性大が二十八日大
雁送りし事あり
神君井伊並に少捕あり察言を以てする當正月
梅立定むるを遠渡甲信又今國の想軍四万三
千の舟を方式子世及世を以てしる名名ありん死と
甲信も止め石川重成大久保忠世を淡松の爲と
し四人も式方子解云と所屬す汝も其も方子と
所屬す今多主次と云ふ是誤小止り示し秀吉表
裏の事見え洛陽大火を奈次赤孝に楯に託へ
先より信難はくは合斬すを旨信難より信を

せしむる由り部々意如の士卒を万人を二十倍ふ
かゝり只尾の尉平一節小平を結しを祖の士卒
一万と又二十倍ふかゝり尾州佐野の流りより江州子
程城と押せり部々大津に於て拒り武田勝
頼の長原に於てかゝりこゝより長養に実効し味方の
能先小上方勢一を不之遣又勝田の櫓を焼落し
は波六七町せり方に宇治田原へも河内道河内を如小紫
内との角力式人頭をとり洛より東山へ坂より秀
吉聚樂を立て大坂へ引退く如と吾本陣東寺
の櫓と立交り討捕へしと丁寧小軍令を合する
信雄、勿論若州并加賀松任を領するは羽長重

法政

五郎左衛門
と稱す 機方州松り洛の蒲生氏江州比田の長谷川友
成守秀一佐和山の地久左守秀治の内へ起請文を
以て伊當家より内意へむり由り世及秀吉を忠告
ふ却り 神君天下の主と成りしをその能く交ふ
はく并伊当政か多作は秀吉の城をとり大
雁を巻く時後一葉薪を巻石間の側より行て
洛陽より行く 神を小災害かゝり大雁を忽焼
殺すへし次洛陽の津百鳥石川日向守家次大久保
七郎左衛門忠世甲州ゆい名石左衛門元忠平岩七
之助親吉左衛門忠軍の内式方中人を大久保平
岩名名指押すもい名石左衛門元忠に雄略を

お山より下り
のき誤江
化へ

廿一日 神君園遊と養ひの秀吉の命ありて
の輝亭へ米穀並に米魚を山の如く積貯
へ及ぬと洒掃し祈り申すに授けの堤志と養意守
廿二日 勢田の陣に志保藏田信雄家時尾陽の
多た多丸程と丁寧とこれと享へり
廿三日 勢州四日市場と志保
廿四日 日向宮の地花に志保
廿五日 日向山と志保
廿六日 日向妙石郡と志保
廿七日 沖入流兼て且邊海と志保と深新町の大名

系屋四郎次郎晴近の宿所と説領とて秀吉
より會弟秀長並淺野長政とて 神君上京と
賀し二三日以来風氣より暫く射影延引すと
言せしるを秋津文とて 神君宿所水入り如く
秀吉危候の人御も石具とて大和申御云淺野深
云忠信の歩平士斗也と申め交りありて家と
兼能の亭より浅津を家とて秀吉東條と稱
寸沙彌野入て 神君の儀に臨座し長條等不
不能向敵事十二年迄とも法容白杜めく今上流
せられ秀吉天下と授けり者情不流のうとて
謝し刀根指取上見則聲引と物と云云是亦苗の

秀吉

為を宗祀者吉長改死落く 神君に献す日食
有皆者吉これを取て試と嘆く 神君にをり
賓主献酬くを儀とて一果出へ帰城のり
雍州有志の日茶陸陸近宅新町之際伊
友町南かりむ十今此宅不羅水火を難現
前してなすこれ 神君余光の亦及乎
六日松申者吉自ら白雪の茶を携へ来り
神君へを上りて云云
先日松申者吉又黄金三百枚携へ来り信守の小祿の
志に配分しめんとて是を 神君に授けり

十一月小

朔日松申者吉勇後を携へ来り 神君の先用に
信守と云ふ日能己の別封殿せんを時兼て進守
とてく殿懇よれと申すを承り 佐川中へ恭敬
せると驚く向後大者より者吉へ名君の礼とてさ
ん事を欲すに宣ふ 神君諾くは先達て時己
の別封を遠坂甲信五州の牧 佐川若の山を別封
有へく郊の別大小者烏帽子並に命めて登城すこと
旨と福とる
二日 神君在聚楽の城にありて大刀一振 萬石
金百枚良馬十疋を贈る新法野河と並に披露
す 神君中極に揖して禮とてさめは詰候皆驚

て日今叙秀吉母堂と號しして上京の如女初秀吉
と號せし上を承^りて秀吉と慕^ひ仰^んんを
稱す今既大和申納云秀長の宅也 神君を容
寸及倍長不 神君を伺^ひ見^れぬ不秀長後
の容意沙汰せんを席より退云有^り障
るに立^りて余多^く窺^ひ存^する事這^り退^き敷^きを
と^りて 神君不^ま交^はらん^にと^りて家^へ入^り白^紙袴^を
着^て引^揚刀^を取^りてのまき^り中^をと^りぬ^る事^は
後任年 刀^を拔^きて^も其^に地^入如^を近^臣の長^大久^保新^十郎^忠隣^の
於^て備^へる卒^す也^に能^く聞^く由^をこれ^を制^す
時^不富^田在^り也^に如^く也^を其^の旨^を述^すて^もこれ^を難^しめ

大廳と廣松へ質とせしる上、関白殿の表裏祈と
かゝる奥不^も酒^井中^多神^原同^候せしる大^久保^新十^郎
忠^隣名^を新^十郎^忠隣^の名^を改^め永^井傳^八市^尚備^性て^定
旨^を見^在る^へと^りて^も其^を携^へり^ぬ事^は
秀^吉聞^ゆに^は徳^川家^の勇^士斯^まて^も其^を奪^く
事^は其^の毎^日過^りて^も其^を奪^く事^は其^の毎^日
せしる
三日大和太^右衛^門秀^長 神^君へ^は朝^餉の^旨を^仰り
て^も其^を奪^く事^は其^の毎^日過^りて^も其^を奪^く事^は其^の毎^日
地^味桐^を茶^の高^貴白^淺英^色の^徳江^梅表^の羽
織^を奪^く事^は其^の毎^日過^りて^も其^を奪^く事^は其^の毎^日

と上秀吉皇子のそと自り噴糸と懸く
神君のそとせんとうた 神君系碗とまんと席
とまもの時秀長長政 神君の秀吉の宴を
述る統く茶の亭久松原樂平の城へ 佐川
家と推へ飯を惜んとくおけいひつかへひり
輝元浮田秀家長官我親以市の牧伯を
族お厚の時名せむ秀吉これお向て大政所の
系と急 家康を疾く不國のりむと宣ふ時ふ
秀長長政 神君の清貞衣と九近臣これ後し
神君の口授と懸く 神君の秀吉の側ま立あせ
多の皮帯子羽織と懸ゆらへるのる 御座り

秀吉は是吾禮のたに悉す羽織たりと詳く
神君のそと尚これ賜ふ 家康のそと責
甲冑の善せりおと宣ふ秀吉依然不斜刈羽
織と自り 神君のそと向て今皆軍
家康のそと女禮と悉せしめし 飯堂のり誠
お傳聲と取り果報由て爰秀吉あすわと
懸せり甲冑四國の牧伯危境の多務あるを懸
^{此處文} 神君のそと向て是より清水寺へ詣りて
二三方に及ぶ威をせしむ時 神君の神從
國へ流布し 佐川家の世詞の時秀吉流
許先小海内楯突りのゆとと懸怖す統く

の城内に入 神君を定食せし事 佐川家の家系中
時々大願へ福せんと能く或は青島の温泉入湯
とて上京の事あるの城に 佐川家の領を授
くるとして浮田幸右衛門と始末候の宅に於て居
て書院の事あるとて建へて庖厨ハ秀長これと
造るへ 監役秀長の老臣友堂仁在りて此後佐川
お命すへ 黄金三百枚を授けしれ為るの如き事
とて井田有左衛門の事ありて此後佐川の如き事
古市有左衛門の事ありて盆を賜黄金百枚とて
此後佐川の如き事ありて江州吉田以下の地
三百石所屬せしれ酒井有左衛門の厨に東條有左衛門地と

賜り且江州あり米色ありを授けし事 右次も恩賜の御事と稱す
まふ後名 かな多神原ありて各南地と洛陽の如き
事ありて 長久の軍の物産ありて此後佐川の如き事あり
て此後 神君を授け 定食意の上と好みの力に家あり
短刀業有りとて上あり
六日 神君治を仰ぐ御國小越とありて此後佐川の如き事あり
七日 今日 神君山三位と叙し此後秀長も又仰ぐ
七日 中勢太補ありて 志務ハ中勢太補ありて
寸 宗政ハ式部を補ありて 宗政ハ式部を補ありて
九日 當今 正親町 御座と 皇太子 周仁讓りあり
天皇 或日 神君去月二十日忌候とて此後佐川の如き事あり

此東志秀者を日大坂へ東樂め置るに
神君の假館系座の宅に居り
神君は揚へ大坂へ向る。神君は
在京淀より船中へ大坂へ赴せり。大坂大御
秀長殿口へ下りて別秀長の宅と
夜館と云る廿七日
神君は装束と誓へられ城をせり。秀長へ
河野景時を厚く食意河野の爲に
秀長の爲へ河野をゆり除奔せのを
極とせり。神君は城の信をりすれは
にありと云ふ世説大に非あり
又曰 神君は湯に赴くの時河野を大

坂へ赴き河野の信をりすれは
玄關ありし秀長式馬を遣へり
神君も謙讓のいり信雅の後にあり
秀長をり。神君の信をりし信雅
のえにすめり河野の信をりし信雅
河野家の切石ありし信雅の信をりし
且 神君と云ふに大坂ありて河野家
易め命を系を懸せり。河野の信をりし
と云ふ又非あり
神君は時大坂へ赴くを河野の信をりし
河野家の信をりし信雅の信をりし

十一日 神君の故國に留るの法は尾州大倉表

十一日

神君の故國に留るの法は尾州大倉表
ゆかしてとんとて守り長崎の城に 長九君台徳漢松
汗躍して秋秋とる先きと

より海御待更とて 御封部と云云

十二日 大雁由京して品河を奈世と云云 品河未の法を

登津也とのとて 井伊三郎忠政と云云 赤松

ての長久子の没也志鬼と云云 赤松

赤松と云と尋るゆかして 赤松

曰 家康の補也 赤松の法也 既今令の代り 赤松

雁と云ゆかして 赤松の法也 既今令の代り 赤松

相尚麾下の法也 赤松の法也 既今令の代り 赤松

の供也 赤松の法也 既今令の代り 赤松

れと云 赤松の法也 既今令の代り 赤松

と云 赤松の法也 既今令の代り 赤松

十一日 海部を捕はる 赤松の法也 既今令の代り 赤松

寸西名 赤松の法也 既今令の代り 赤松

たり

十一日 大雁帰洛せしむる 赤松の法也 既今令の代り 赤松

の城に 赤松の法也 既今令の代り 赤松

食と云 赤松の法也 既今令の代り 赤松

文且赤松の法也 既今令の代り 赤松

了り里代の事存に肯き何の面目ありて臣に向て
起すもやと云云聞石正改り豪敢と號す
廿五日 新帝 御即位あり秀吉関白に任せらる
十二月大 朔日 秀吉大政大臣とね任せらる希代の勲恩たり
只存承の姓を改め新しき臣の姓を賜ふ念り秘玉
の秀吉令と下り 未表自ら 錦西へを奔り 於歌
津を謀成す 畿内南海山陽山陽江州濃州
尾張揚州等にて拾七ヶ所の云大概式指方人等
の糧米等葡萄と考へ年内より豊州小倉迄運送
す

四日 神君渡松より後府の城に移りありあまの
布府に定る 永治元年 定改後松山 松の城
と号す 大久保新十郎忠隣 以下 漸次松より定と後
府に移す 月旦の法家人 松屋より定と後
六年を越へ 妻子と遷すと云云
十二日 関白秀吉の先軍四國勢筑世系も兼向て
後戸次川也 時津中務を補家久後の中務 七合戦大
江以迄 長曾我部元親の孫三郎信親 大河原に
太輔 存保等若干戦死す 世存保天下才一男男 氏親太輔一存り 元親并
仙石隆元 羽秀久 遠くのつれある
廿年 小島大綱 言信 雅 於臣 從二位 小叙 次

徳川参河守秀康山四屋下に叙せしむ海の良医近
事悦去朝法中へ侍 神君の良方力と成り
長と云作る小侍 其良氏と授く
大河賀五郎の娘と成り何れなるか
吉舟嫁すべしと 其意を伺ひ横江笑入忠告を
振る智と寸とれぬ忠告の父善丸山崎と康の父
其の友たる也

内度紀伊守信政三子の信成の長六歳に及ぶ
小川三益入道八幡州の産也其書の家へ
台徳公へ侍るなり其筆跡と傳へる
寛平十郎の表勘多郎の重法勤氣武家の信州の夏

小大指定利の抄に富在す

大橋良家の重賢尾州津嶋に卒寸を成織田

勘七郎式天正十一年大橋山城康忠常楽寺の信上上州白

と稱寸重次の子式人の子嫡子八真野村人形也大飛

孫次八祖父江五郎在藩の定指後入法林と号是亦祖

系と

武佐編年集成卷三十二早

武德編年集成卷三十三

天正十五丁亥年

人皇百八代

後陽成院天皇

仰諱
周仁

攝法大相國

豐臣秀吉

正月小

七日信州沙志の山笠系右近左丈身慶上田の美
田抄房守昌幸秀吉の頃のひめよとく 神君罪
と寄る位之兼の慶下に属し彼府に對てお附
し且秀吉の手搦と稱する事を許するは是則に是

許る幸酒井忠次を以て秀吉獲ぬ陣の首途
と候。ゆゑに秀吉の志願は成らずと携入酒府
と祭

廿二日酒府の築城あり年事始方と知れ秀吉
と云と候ゆゑに秀吉を止めしむる事
日より程美寸墨原に松平重康介を忠告せしむる云

二月六日

朔日秀吉酒津修理を以て我久使候とて大兵を
酒西と祭せしむるより大坂の陣に候に候を難
波云原の津より西へ帆を祭す其外酒津の
大軍は次を逐て長州の門を閉鎖し候は押波野治

雲原のこゝろに候

十二日酒府の子に墨原を渡り日より程美寸を以て候

二月六日

朔日殿下秀吉大坂とを祭ゆり酒津追討の舟
と物あり候

十日 神君遠州より遊獵せしむる

十三日久松城渡り菅原俊清より年五十二歳に
卒す

十七日 神君酒津の城に志願

十八日 酒井忠次小笠原秀元田大坂より酒府あり
来り

其日秀吉志願の事より先津河の大和守細川秀
長を討つべく先鋒の方々を度々向ひしに利淳
田を獲り方々を討つるに先鋒の旨を令せし
其日秀吉豊前への馬の嶽に到りて先鋒二十騎と
卒て其の岩倉の敵城を破らん地勢を奪りし
備前氏の前田利長を以て後城を圍ふ

或日東軍南郡大番を天信改め獲信と爲り
加賀州金沢を以て前田利家より一人秀吉を
後すの事と達す當時九州より向ひし
ゆへ使節を遣はし止め利家より陣路の羽書
呈し秀吉の長臣ふしと云ふ

今秋秀吉
より信改へ

四月小

朔日岩倉の城大子八氏の搦手、利長先鋒より先七
責り秀吉を討つべし城攻め並にせしむ氏に遣ふ
一書ふこの由も後入 神君の使節に多々後軍廣
孝先知しし切河、佐川島より秀吉原野山
の陣と云ふ事ありし時中城踏み煙を起し見ゆ
陣たる事と申す事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
内代助改誠、備前守の長と云ふ事と云ふ事
秀吉、名を河守、右美濃守たる長、後軍より不似る旨
宣ふ且多々秀吉を討つ 佐川の臣にまきも搦の

利より非く殊に母。今日の御代に不徳の如き者
感せし事。金澤の招請と候。致し人。是と能美
すと云云

六月大

七日秀吉の陣所薩州大平寺へ帰津我久羅發
て増末寸秀吉を押籠す。比前比後荒ぶ。後
者。前豊後赤松。後収。後代。の四家と所滅す。
小島。の。所。す。大隅薩摩并州。流。後。部。と
候。中。を。系。九州。の。大。小。逐。日。大。略。を。領。知。と。後。倒
く。或。八。滅。せ。し。る。と。云。云

廿三日赤谷の松平浦。後。吉。清。吉。初。年。八。十。二。歳。に

とて卒す。是人。の。名。を。改。親。善。と。し。て。絶。跡。の。心
勤。と。を。長。し。故。神。君。は。悼。惜。不。斜。と。云。云
廿六日小浦。花。子。清。の。子。を。以。て。七。十。二。歳。に。て。卒。す
廿八日初。豆。州。より。三。州。松。井。が。来。り。信。一。信。原
君。の。位。と。あり。松。井。の。松。平。内。格。正。信。定。の。孫。下
は。別。を。し。る。所。也。近。江。源。氏。山。本。左。衛。門。信。政。村。初。め
豆。州。小。浦。に。向。く。小。浦。を。掃。討。し。て。次。西。を。八。皮
四。世。の。裔。と。云。云 信。一。年。山。本。新。左。衛。門。信。政。と。稱。す。
信。一。君。と。初。に。八。皮。四。世。と。云。う。二。男。あり。

六月小

六日秀吉薩摩より筑前大宰府迄凱陣有り。此
の内。花。助。改。め。地。守。國。と。稱。す。國。士。中。二。人。を

幕下とし三ヶ年の百國中田畑の程界度撥を
此すのりさるる城令し見衣衣五十總と入陸奥
多に似せしる是ハ奴奴改修年秀吉の對すとも
勇猛の稱せし時と雖も信長公の切業の修り
と賞せしるあり且 神君の使衣衣多々後者
よゆ家の暇ゆる多く餐せしれ羊の皮の暇撥英
金撥枚とありし也
四月 征部仲保次奉付是ハ永祿八己巳年伊賀
の國より長崎の島に 神君に志勅を勵すと云
云と先父と仰し伊州不止り也天正十年年
神君伊賀我の老難小忠を言すと云はしと云

濱松小島より奉付保次より云又神保と仰す

七月六

十日 秀吉濱西より揚州兵庫を帰帆せる緇
糸御者申すに凱旋を祝す坂本守直之郎
左衛門國綱の長子長平改修西親も在りて長平
上をわ福と云西極の切速ハ奴事と仰す秀
吉信長石斜山親の長子此州陸谷之子三百六十石
お道あり寛りり旨令せしる 長平の長子七人のうち長平は
神清の弟と稱すと云
十七日 神君も秀吉の凱旋を祝しめりて
撥城と奉途せしる
廿二日 三州浦より渡りて濱西の長平の遺嗣の年七拾

九歳ゆゑに卒す蒙時年六節貞徳の父也
晦日三州府岩城を水野想之房志直に従ひ下
和泉守を任叙す

八月小

四日 神君を降しり

八日 神君正二位を叙せしむ權大納言と任しり

外 台任公從五位下を叙せしむ病入死す所あり

侍従を唯位仰り且駿府より今日を返せしむ

外 秀吉一字を賜り秀忠と稱しり外 畠山權大納

言信雄正二位を叙し大和納言秀長從二位に叙し

權大納言を任しり好秀次三位を叙し外 清權中

將軍任す

或曰は日秀吉又外羽衣を穿てしむる飯忠志

揆を條き淺理深歩彌長政小揆長政曰知
江州大津也

外 重隆外加州松任兵方を任すとの事

十六日 神君法の束河り

十六日 岩城の城迄とる

十七日 駿府の城に三入あり末月朔日より蒙城

并ひ程美ゆゑに命せしむ

二十日 田原に移り

十月小

三日 駿府より往し

七日 階城約の段小石墨ム 相承家忠監業一重
 十日 出部大飛先貝 或 初年七拾 或 初年七拾
 十日 階津我久入名神伯入治 或 初年七拾
 東の馬芻料と物 揚州能勢美理村の八百石揚州四
 廿月 赤吉松も赤吉清之綱小母波 初破村之石
 之何之 匠之位も右見も小母叙河 或 初年七拾
 の何まうもゆの葉 或 神君の魔巾 或 初年七拾
 には 或 初年七拾 或 今及叙爵且禄の民小及り

十月

十八日 酒井藩門尉忠次 階府の美如 渡津法指樂河
 り 忠次 法年信長も物 或 法城寺の羅りと秋次
 管意若英 成を 或 成の別あ及 或 意入と云云
 廿日 小島権大納言 信雄河 大巨に 初年七拾
 二十日 豊臣中納言 秀次 権中納言 或 初年七拾
 廿三日 神君三州 或 初年七拾 或 初年七拾
 階神と茶菓 或 初年七拾

十二月小

九日 神君西尾小指 或 初年七拾
 十日 岡崎の城 或 初年七拾
 十九日 階府 或 初年七拾
 廿八日 神君右近衛 或 初年七拾
 補せ 或 初年七拾 或 朝思 鎌倉 或 初年七拾 或 柳

美の外武臣者も先蹤好しと云云

廿月迄那志三郎正徳初年七十九歳ありて卒す

廿年大徳の松平源次郎十三歳ありて 神君は

清前は於て首領と申一字を功り家と稱す

和泉守と
伊予守と

青山及七郎忠成後任を
傳分 与力の土サ武士を増属せ

是久那流といふ是也高力権左衛門正長後任粉
傳分 大葛

正成信州上原家の地木新左衛門正徳初年法家人

西村村伊家の住主上原伊豆信氏天正十五年信長

と降り武田亡くを自願せり也城守信長生害の後又

神君也はも歴教三四と云て信氏卒し其子切雅也

至長元徳前林丹波林久左衛門某悪の執儀輩也

木正 神君に訴るに上原後次友江大徳元定

利と仰せると林丹波と誅せしむ時不覚勘左衛門

を討つ次男平十郎を去去年伊勢と義と友

河内守 信州守領しるも勇切の又正と云て

林久左衛門父子四人を誅伐せしれ今度一正と云て列

一管正定利。那下と稱す慶長六年五年正並不

是新花廣次武江より去る慶中より侍す一正元和

七年酉年申舉りて後を子利助元正 台徳云に法

三州の地侍大谷六郎正徳定次始りて家人也列すこれ

是天正二甲戌年遠州日飯中へ揚羽を個の火炮也

榮しむる事ふ成しとる場は流るるなりと書き遣
ふ石川家成の与力味岡市年定元の子あり父志
死の後を母寡婦と成し無頼を抄のふと夫谷六郎
三浦重継の許へ再嫁し六郎三浦と成しとて養
と次今殺し神志をせしむる定次は縁を断ち後年
相州の代官職となり

北條家干城の臣田原の古吏綱成は年七十に
行して卒す福子と流るる事世に玉傳八幡の女
を嫁り民政を修め父祖より是より以て威を重
米倉主計忠継卒すこれ甲陽の殺し母後を継
るしを嗣子にたす信能を嫁と継ぐ大妻と

ある是亦母後と稱し後年あり大坂の倉庫を司
り金銀物の事を妙法す

三宅左衛門政貞は年七拾歳卒す
此年也肥前長湯と大村民部を捕申法入道理
者領知也密策の謀計あり事成り信能源宗
満の僧侶と石屋ありしむとを秀吉いしむ
とを収めしむる彼家の流る波海を停
止せし伴天連六人伴部二十人を捕へ事大坂の
際長湯に送り藤あり且編鳩加賀守と成り長
崎を破る机坂長湯の高買を利と失ふ由訴
り西戎南蛮の高船入津を許し耶蘇の来未

よりとて停止せしむる事厳重

天正十六戊子年

正月大

五日 台徳公五位下に叙し

廿九日 神君遠遊申泉より歸りし事末月三日

小

二月小

四日 波州の城去年程多に漏るる所の修築せる

廿日 上上早月秀吉の聚樂の城へ行幸の事

輪傘にのりて秀吉役けしとて殊に善くし

依り 神君沙上系とて今日波城を奈途の

上兼て船位より帆暴雨にのりて延滞沙上着と

云云

四日 昌徳の城に 志法友に山道返依り列を

整り

十二日 遠州井谷の近及石見康利享年七拾二

に卒す 初登介

十四日 園崎の城を 沙上の事と云云

十八日 沙上系聚樂郭内の法館舎を今及より河

内を清長小舎し新小園を建てる後日秀吉

際より経美の岳の聚樂を成林員何れ清長

とてとて切と褒賞新友の國光の振指を授く
近き聚樂の城へ 行幸ふふの久冬河吉秀康九
を唐權少将と仰ぐ 井伊多助少輔大次郎を補基
昌法を位下侍と叙す 大久保治部少輔忠隣
酒井右衛門左衛門世平岩主計政親吉が多助後
多助廣之丞部内播磨山長查菅沼大膳元定利
牧野六馬元康成者右左衛門改法を叙す
方以基昌は治部院の松壽守府の將軍中務少輔基基於
二十代の治部院たる也 井伊と仰ぐは位下侍と叙す

四月小

三日秀吉將多直芋原の水指小壺小倉天目羽
箭系抄以上六品少将精米三子儀也 神君に指

と給

十三日奥州松前の所治慶廣に秀吉より書置給
せ候け後文位下に叙し 氏親を補中侍也 武治を家
老松前と改め或を志摩守又伊豆守とも稱す元ハ
若州武田の庶流と云云

十四日聚樂の城へ 至上 仙洞 行幸 一文誠仁
親王の啓仰り秀吉を當時の職を仰ぐ 公卿雲
且 神君以下武臣を擢ぐ 龍駕に扈從せし家
神君の寵臣井伊侍従直政も位侯とたに行列を
加ふ今より十八日と云 治部院 御内の子息を
献物の數くく給ていふへく云と云云

十五日 天子の 綸令に詔し秀吉の事行を以
し 神君及び織田信雄前田利高と娘列侯皆
盟を好しめらるるを好言辨是 禁裏 仙洞の法料
を勿論の跡公卿料所由於るに且妨る具奪下事
有るを以て其白秀吉の命可否を論遠有す
るに若し其の事之を食ハ 天地神祇これに對
せらるるを云云 禁裏へ給の地子金五百
三拾支又 院法所へ回來地子三百石を賜ふ
亦宮并閑白飯とて回來地子六百石を給ふ跡并公
家荒料とて江州高橋八重石を所屬せらる
十六日 割米也為云云 武各倭方を献て披掛有り

吳松院 神君

此地の處にも信君之代の老燈の色や松を替へん
冬之向少壯秀康

玉とてかく柳の松を茂子と也君之弟のためありん
升伊侍従在政

立割るる支代の跡の色原も松の斡を君も取
十日 還幸河内を式巻く 臨幸の時

廿二日 神君河内を来と云云
廿七日 駿城へを入る

六月六

三日 秀吉の吹巻いりて下野の國土大田原晴清

位下也云云に似叙す

六日秀吉の使富田津田兼好言院一語新州小
田京へ下向し北條家既に當氏を遣ふ世裁世の所
と爲して追々國郡を伐取今八州を押取て是も
上洛せざるも若天の下卒去の由を云て

皇命を蔑如すとの罪科道り此れも亦く是迄
く好龍の程を云す一の旨を述り加おれも民
政の腐病ありて政務をた京を文氏をに譲るとい
へとも今来年の旨八州の制法を定め是れも年上
洛を云す一と云ふ妙言院これと不肯於是民政
漸く来る極月也云り上洛す一と云ふ代も是

神君の准して秀吉の質子を討て是れと欲す
ふふり此れも秀吉北條より夫を悔省てを山古志表及
十三日上杉謙正大弐系諸冬識正四位より叙次

閏五月大

十日 神君の扱せりある秀吉より北條の危危の
罪を定めて旨上云く先此を謝す一と告る
十二日 駿府中城屋守造平

十四日 北條の新國司作佐佐木貞成政の掎州府の
の掎美へ秀吉の使節加友主計清正未ては罪と
後々曰は年改既にして秀吉を款す一と云ふ
國へ勅しはさへんとすの所を是下武勇力を云て

信長守を時死を賜ふこととすも口を信長公の恩
惠を不忘して信雅の爲ふ起すを我心を感し且
是旧知の好を以てこれと定めて割家令の地を授く
去年又北後の大國とす一車を以て祝賀を以て
移す血塗すして彼大國を治めんと欲し信長と
以て一蒲積とせし如き一ヶ月を石磨して赤き令
と勅令し一他を以てとすも此國土錯乱を企て懇
廣一務を奈何を罪何を以て候ん如と云云改日殿
下の余も拙り是より誤ありとて忽ち自裁す享年七
拾二歳なり改改流勇にしく厚く我を以り世に
と懐惜す男子如く女子も人々の九條大岡幸也云

妙蓮寺是 大猷公の沖臺新後中の母堂と云云
十六日 赤吉北後の方式控四方在と小西橋津守は
長不同く両方式控五方石我が後主計改流す
宛り云と云云

六月小

十五日 大改所疫病の苦有也 神志上落しあり
し一船位より且兼申も母堂の病所を訊めん
るに今月渡府を奉り東師の赴ありあり

八月小

十日 北條氏政の使節としてを身命徳吉氏規
徳吉七日渡府由也 神志上落し申言を伺ひ先容

神原武敏を捕虜致成り及て其節を獲り上
京へ上り豊樂の城に在りて下秀吉へお福
家見氏改今年攝月上旬上洛すとの旨を上一
羽野進言上すとて上野國沼田の地を天正
十三年甲州の戦場ゆへ住川家と氏直如
融の時とてお福家とてお福家とてお福家
真田右房も昌幸とてお福家とてお福家
領地ゆへお福家とてお福家とてお福家
一は地を氏直に譲りてお福家とてお福家
上京ゆへお福家とてお福家とてお福家
詳不知氏直の位は能封候を知りてお福家
とてお福家とてお福家とてお福家

細山院へお福家とてお福家とてお福家
信州松尾の小笠原掃部助
位名を多分お福家とてお福家とてお福家

九月小
お福家とてお福家とてお福家とてお福家

初日 秀吉お福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家
お福家とてお福家とてお福家とてお福家

この度軍をくわたり
十五日冬州長江の能知に於て松平左衛門近江
守守とて松平左衛門親廣の四男母元松井の
松平内膳正信定之姫と云長澤の印宗上中左衛門
忠と今年教付し高督と婿男源七郎康重
講の上と云く御年と云く也
廿六日 神君より高督及嗣後一統を世上の治業三
斤と伊達に奉交政原に送し松平左衛門倉十
郎系徳ももつと云と婿の元八月政宗を叔父
州山形の城主家上と御年と和融せむと云
心降指すくくくく言と云く也

十一月六

中旬 神君を冬の間小遊撫せむ
十九日 松州の豪族稲葉伊勢守進助入る之法一
鏡行年七十の事奉す
廿二日 神君岡崎の城に 渡河の松平左衛門近
江の孤子小重時子 御前へ召し入れを容白之父と
云の旨 御後の上近江の遠江長江の色と云くは
白きと云くは遠江の宮りく言能く捕育す云の旨
御前へ召し入れ 今御りく去去小重女長く云
清江の上の御年上徳介忠輝の長江御前
御料と云くは是也

十二月小

廿日 神君吉良小放物ありあり
廿二日 秀吉より 神君へ有言を賜りありを復節
言ふよりしてこれと敬す

廿日 神君岡崎より 還河と云ふ

廿年 奥平貞作守信昌次男十歳あり是
陽設示那より 駿府より 神君より 賜りし 神君より
一字を賜り 松平家治と稱し 且河次奉有 従あり
下右京より 任叙し 守六歳ありし 台徳公十歳
と稱す 河前より 河村号を賜り 松平清匡と改
めしと云ふ 此兩人 神君の
河村あり

奥平家傳より 右京より 家治後年上州長
根より 宋邑を賜り 以て 文禄元壬辰年
西暦にして 没す 嗣子とす 守と云ふ 石垣曰
く 清匡十歳に 上州小幡より 宋邑
を賜り 台徳より 河一字を授けし 忠的
と改め 孝長を 貞子年 没す 下右京より
任叙し 大猷より 河村 播州 娘の 嫁
し 十八歳を賜す
上屋敷 飛昌 恒ハ 皇孫 於 天目山 出
居 命し 稚子 甲州より 駿府より 長
於 忠 皇孫 皇親 あり 河村 清匡 人 与 河

石すゝ子十七年甲子 神君は相傳す別
乃女河原奈原家子とて女育すき旨令
せし所既長しく民難少痛也と稱すも是
也河原奈原ハ後一位の叙す
也神尾の事也母あり

後州柳若村の住士胡倉六三郎主を 神志
と降福と詔後免詔の事奉を賜りし事と
海陸河川をとりて性長より西路を記後陽
出都の山中より信甲西州の道と指方と
旨と令せし事友人をとり奉り辛苦しく詔難
と教へし信の事遠にお高日を歴く後城小北
り色路を究る旨云上世胡倉の父を傳ふと

もに不遺六三郎主をといふ事國主金吾
義系の庶子ありしと先とあらぬと後報
傳りしと後府より柳若村を賜る事此
時の六三郎主も又傳名を在りしと
三世胡倉六三郎
主と稱す
二、目出をり身度十郎宣旨もと年 台位不
の大妻原若村とて貳百石とゆふ後年後河
大納言志長等のむ位ありて遠州白川の
城主胡倉流後旨也
野州長江の皆川山城を廣照とてとてとて
子と感し軍判の爲に黄金三十枚を賜ふ
酒井長房の尉也次致仕して後陽柳井の領小宗名

可晴の六十二歳に云々云々子之内を補家次也家
譜奥州吉田武万石臣也官あるを一揆酒井五九
郎を殺す勇名の上高加別は信長とゆふ暇とす
免國書を志す初年七拾七歳ありて卒す以て
廣忠君の命にあらば松平と名の不備を殺すゆり
信軍切多初年三郎
と稱す
滋多生花を綱十六歳ありて初と 神君も是に
すといふ初流す初と稱す 女房もと縁の婦子あり
後年父より尾陽に成りては所屬す
丸尾武房多利流す婦子内道久利流す男年々を
女四男十信長とゆふを成りて 台徳公の近臣と

而父利流ハ冬州設平郡新城の住士在り信長
ハ男少シ信長の切臣多庫長長思也

天正十七己丑年

正月六

廿日駿府に城兼の經始其家以當城ハ要害也
に河原より山より刻早濕の地ハ一畝は
國に守るとも海より近く軍送自中より
名銀とありありあり

二月八

四日吉州中泉より駿城より信長は此地に據せり

如也

六日 東海道大地震

十日 夏田源三郎信幸信幸伊 質人として駿府より

御所へ赴きお見立昌幸の嫡男なり

十四日 神君 河上清の旨當子二日河上清河よりと

之とある御所へ明後日より迎列せしむ

廿六日 神君の母公信通院及病癒ゆ今日夕暮り

も又迎列せしむ

廿八日 侍色院及山本方聊快給せしむより七段

府を去る途河上

三月六日

七日 神君 河上清也

十二日 戸田三郎在房の忠次、甥平在房の清久は家入の

列守清久の父平在房の清勝の生浪人として兄の如

き不富在次

十五日 同夜河上清の清長の次子金三郎政長は又

侍下なる介不叙す

四月小

六日 秀吉大坂より上京豊樂の城へ入り

八日 秀吉為照院戎改に管領細川隆元を越へて

その旧法を以て是を規矩とて秀吉車ふより

蒲田利家の館へ来臨 廷臣戎臣河上も烏帽子

於衣ゆへ庵位寸長光の吉刃金履袴の鞍をた
る馬一疋小袖の中紙子二十卷白糸二百斤を以て
家これに献つ家臣二十一人福を執ると云云今秋
秀吉止宿せし所

九日秀吉吉光の刀白銀の収指二百疋を利家より
献し事了りて秀吉彼亭より施茶院庵と通りし所

利家より吉光の刀
の利休と此所等

廿九日秀吉青島の温泉に入湯とて大坂より赴き
逗留十余日と云云

定規又此記が病家最前の城井屋形常陸
介深房を子孫とす宗房天山十丈丁亥の夜

より城井谷を隔り黒田如水父子と挑み戦ひ
當正月秀吉より起清文を以て雌振一宗
房妹を以て黒田長政を嫁し今月二十日松
房中津の城に於て黒田父子の兵を以て
しるす祝酒を献じし時猛勢急を奪い珠に
伏す宗房は此時此後の松地を命を以て
り虎嘯岩小を以てしるす初加度津にあり
滅し其の度流三石を以て國綱邦州を以
て其に以て燭家城井屋形深房の知行奥州
左州佐野を以て邦世津に以てこれを押出す
國綱先達りて秀吉へ贈りて辱しとて庵

下し属すもの...と云ふ

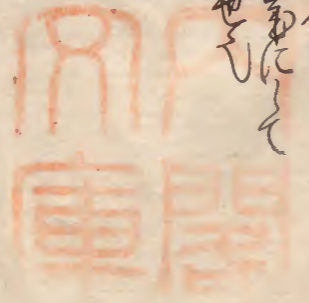
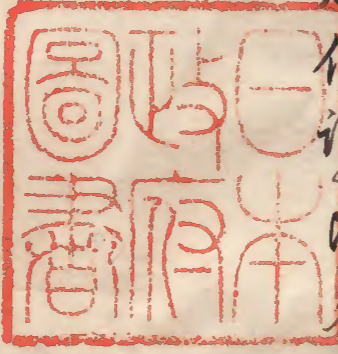
五月大

三日秀吉五十余ヶ國を并吞せしむる依り東國より
三浦半島城見及多多吉原河津も聘使を奉せ
る指押は堪へしと云ふに於て奥羽常陸坂東の
山内家向後如の討を止地を侵略すの事とある
上京... 皇親を仰ぎ聚樂の城に入すも由と
觸使るる

十二日秀吉青島より大坂へゆりし... 今日二十日
十九日台徳公の母君ある所諸府を治せしむる
廿四日諸府童泉寺より... 葬送の事あり

宝島院松参身樹と謚す後年於此寺と宝島
院と改号せしれ一和法始住ありと云ふ

廿七日大坂城に於て秀吉の妾渡邊一男を産す鶴松
丸と稱す群侯法皇等其を賀す



武徳編年集成卷三十三

自子午
庚子
圖

自子午
庚子
圖

新嘉坡大坡大馬路門牌三十一號
三月廿五日
自子午
庚子
圖

